



# Report 2022

Saitama Prefectural Credit Federation Of Agricultural Cooperatives

 JAバンク埼玉県信連





# Contents

## 目次



●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。数値は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ…………… 1

### 経営

JAグループ・JAバンクの概要……………	2
経営方針……………	4
サステナブル経営ポリシーに基づく 当会の取り組み……………	4
業務の適正を確保するための体制……………	6
業績……………	8
リスク管理の状況……………	10
各種リスク管理……………	11
コンプライアンス（法令等遵守）態勢……………	12
金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決） 制度への対応……………	13
金融商品の勧誘方針……………	14
利用者の保護……………	14
個人情報管理……………	16
反社会的勢力等との取引排除……………	16
社会的責任と貢献活動……………	17

### 業務内容

業務のご案内……………	26
商品のご案内……………	28
手数料一覧……………	32

### 当会の組織

沿革・歩み……………	33
当会の組織……………	34

### 資料編－1

財務諸表……………	38
貯金……………	50
貸出金……………	51
有価証券……………	56
為替業務・その他業務……………	58
主要な経営指標等……………	59

### 資料編－2

自己資本の状況……………	63
信用リスクに関する事項……………	68
信用リスク削減手法に関する事項……………	72
派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項……………	74
証券化エクスポージャーに関する事項……………	76
オペレーショナル・リスクに関する事項……………	79
出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項……………	79
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項……………	81
金利リスクに関する事項……………	82

### グループ情報

グループ情報……………	84
-------------	----

（注）（株）埼玉県農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成していません。

### 索引（法定開示項目と掲載ページ一覧）

# ごあいさつ



経営管理委員会会長  
坂本 富雄



代表理事理事長  
松本 俊一

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県内農業協同組合（愛称／J A）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため、「Report 2022」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和される中で、持ち直しの動きがみられます。また、先行きにつきましても、感染症対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かうとともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられることから、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクや感染症による影響を注視する必要があります。このような中、日銀は国内金融市場の安定を維持するため、金融緩和を継続している一方、米国の金融政策は引き締めへ転換していることから、日米金利差の拡大や円安の進行等に警戒する必要もあります。

農業情勢につきましては、感染症拡大を背景とした渡航制限並びに国境封鎖に伴うサプライチェーンの寸断による輸入品量の鈍化や、原油を代表とする国際商品市況の高止まりも相まった農業生産資材の価格高騰、特に秋肥価格が過去にない大幅な値上げとなるなど、不確実性がより一層高まっております。このような中、生産現場の効率化を後押しするために必要な技術の開発・改良、スマート農機の稼働率向上に向けた産地ぐるみでの実証が進められ、農産物の輸出拡大やスマート農業の本格的な現場実装が加速し、農業の成長産業化に向けた動きが見受けられます。

金融機関を取り巻く情勢につきましては、感染症の影響が大きい企業の収益力に弱さが見られますが、金融機関の経営体力が総じて充実しているもとの、政策対応も効果を発揮し安定的に資金供給がなされています。ただし、今後の経済動向次第では貸倒リスクや与信費用の増加が懸念されることから注視が必要です。

また、コロナ禍により拡大を見せた非対面チャネルの強化、来店頻度減少に合わせた店舗網の再編をはじめ、口座管理手数料の導入や紙通帳の発行有料化等、旧来からのサービスの在り方を見直す動きが広がりを見せております。

このような情勢のもと、当会といたしましては、第14次中期経営計画（令和4～6年度）の初年度として、J Aとの連携のもと基本戦略である①持続可能な収益基盤の構築、②J Aの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組み、J Aグループが目指す「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」の達成に向けた組織づくりを図ってまいります。

今後につきましても、農業及び地域のメインバンクとして、皆様に一層信頼いただける金融機関を目指し、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に対し最善の努力を果たす所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

経営管理委員会会長 **坂本 富雄**  
代表理事理事長 **松本 俊一**

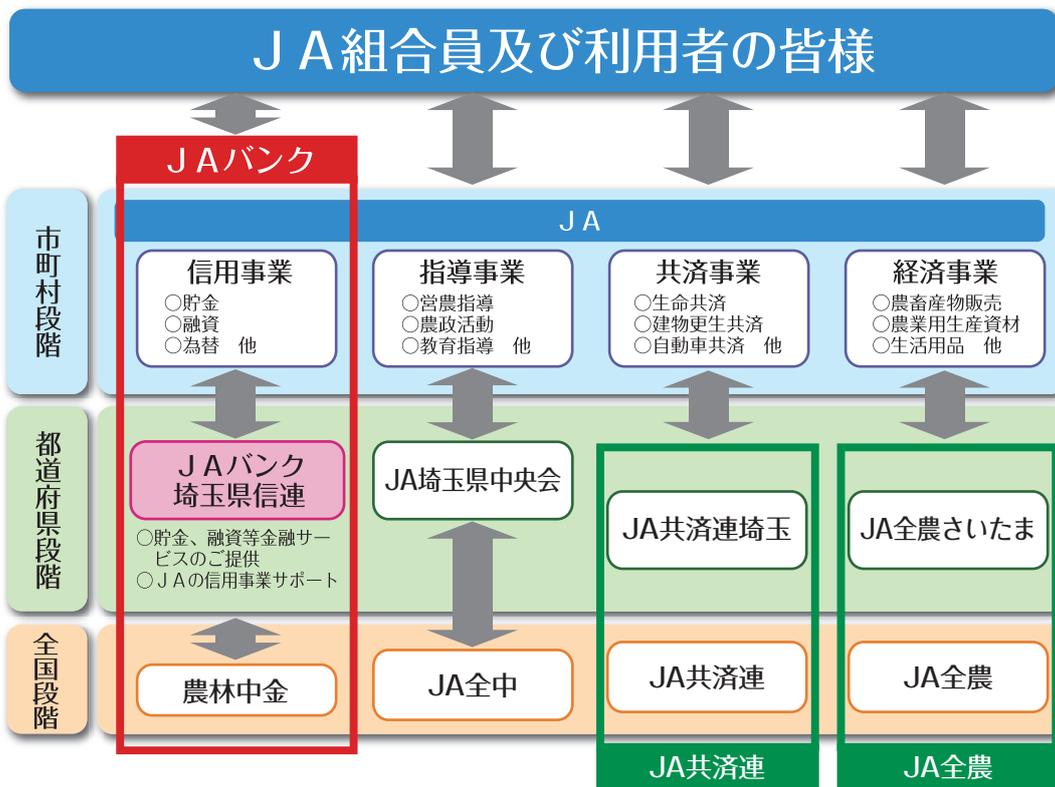
# 経営

## JAグループ・JAバンクの概要

### ◆JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



### ◆JAバンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

#### JAバンク埼玉

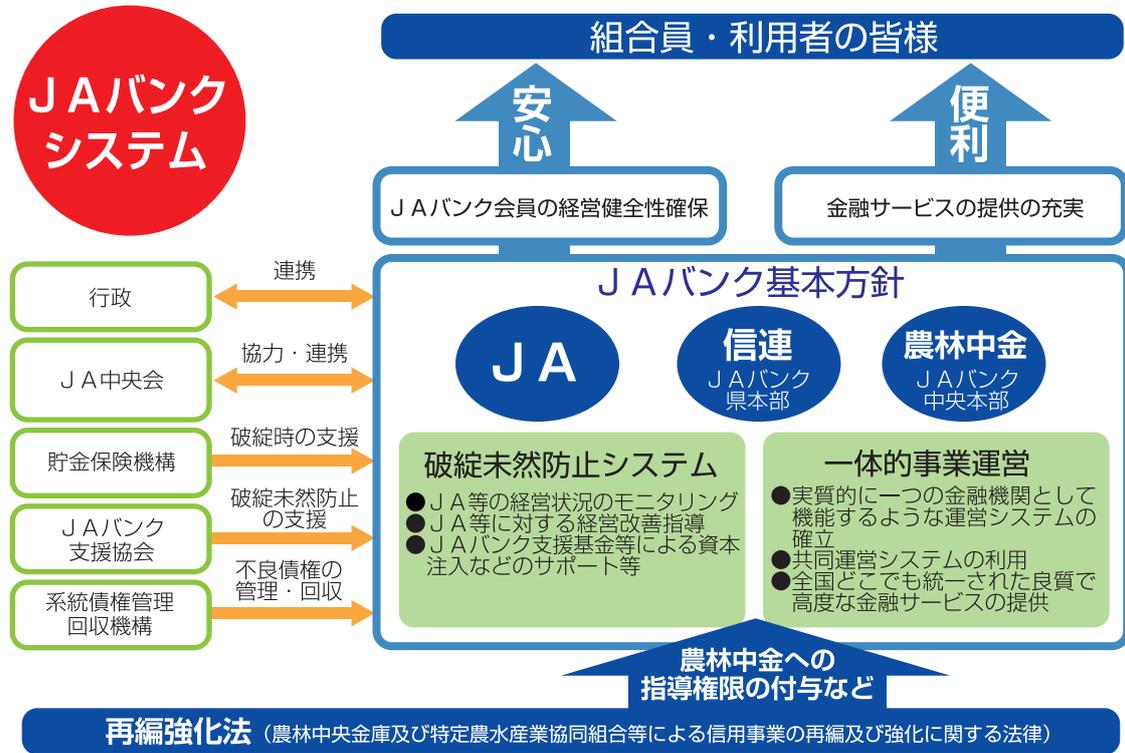
- JAさいたま
- JAあさか野
- JAいるま野
- JA埼玉中央
- JAちちぶ
- JA埼玉ひびきの
- JAくまがや
- JAふかや
- JA埼玉岡部
- JA花園
- JAほくさい
- JA越谷市
- JA南彩
- JA埼玉みずほ
- JAさいかつ
- JAバンク埼玉県信連

## ◆JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

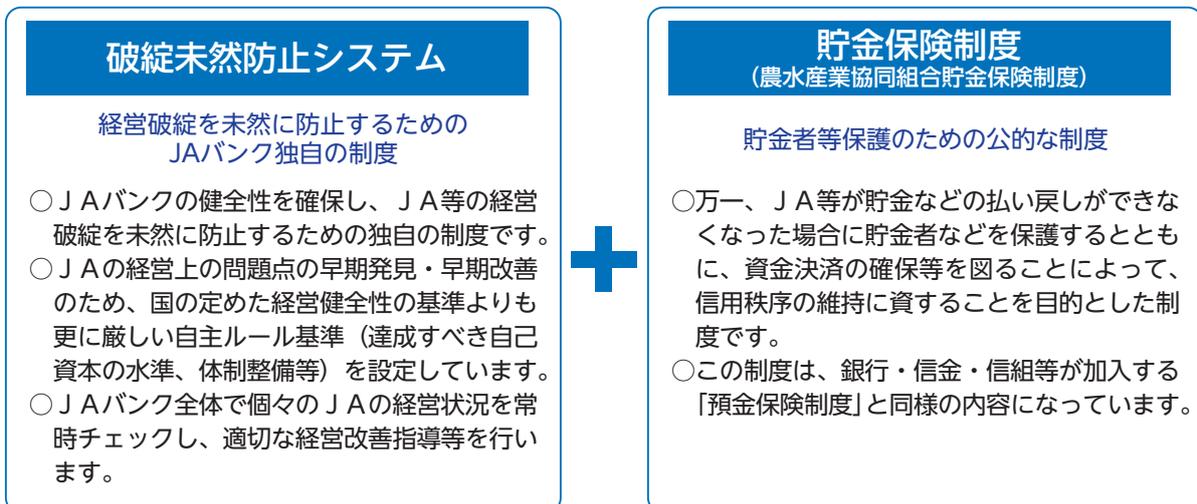
このシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内JAの事業運営のサポート等「JAバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



## ◆JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。JAバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。



## 経営方針

### 経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

### 経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

### サステナブル経営ポリシー

- ① 活力ある県域農業の持続に向けた貢献
- ② 豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献
- ③ 環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

当会は、J Aが農業・地域の発展に貢献し、組合員・利用者になくてはならない組織であり続けるために、J Aをサポートしていくことが不変の使命であると認識しております。この役割を果たすべく、当会は経営理念・経営姿勢に基づきJ Aへの収益・機能還元を安定的・継続的に果たし、J A自己改革の着実な実践を支えていくため、令和4年度より「第14次中期経営計画」に取り組んでいます。

また、当会は事業活動を通じた持続的な社会の実現のため、3つの取組指針「サステナブル経営ポリシー」を新たに定め、地域活性化や環境対策、働き方の多様化等を推進し、令和12年（2030年）を達成年度とした長期的な目標に取り組んでいます。

## サステナブル経営ポリシーに基づく当会の取り組み

### SDGs 取組宣言の策定

当会は経営理念をベースとしたSDGs取組宣言（取組方針）を策定し、社会・地域に根ざす一企業として、サステナブル経営基盤の確立を目指していきます。

わたしたちJAバンク埼玉県信連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

### 埼玉県SDGsパートナーへの登録

当会におけるSDGsに係る取り組みを埼玉県と共に推進することを目的として、令和4年3月に「埼玉県SDGsパートナー」に登録いたしました。

今後は、登録にあたり設定したSDGsの取り組みを着実に実行し、持続的な社会の実現並びに地域社会・農業への貢献を果たしてまいります。

三側面	SDGs達成に向けた重点的な取り組み
環境	【事業活動における脱炭素の取り組み】 ・EV車両、省電力設備等の導入 ・再エネ電力への転換 ・業務のペーパーレス化促進
社会	【働きやすい職場づくり】 ・女性管理職の登用割合向上
経済	【農業・地域の成長支援】 ・農業資金融資残高の伸長



埼玉県  
ONE TEAM SAITAMA  
SDGsパートナー

◇ 埼玉県SDGsパートナーロゴマーク

## 第 14 次中期経営計画 (令和4年度～令和6年度)

当会は、会員JAに対する収益・機能還元を安定的に実施していくことが当会の原点・責務として認識し、①持続可能な収益構造の構築、②JAの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組むとともに、地域社会・農業への貢献等を意識し、当会自らのサステナブル経営基盤の確立に向けた取り組みを実践してまいります。

### サステナブル経営を通じて果たす3つの使命

～持続可能な農業・地域共生に貢献する金融機関（JAバンク埼玉）を目指して～

SDGs達成への貢献を通じた地域金融機関としての役割発揮

収益還元（JAへの安定的・継続的な収益還元）

機能還元（JAから必要とされる指導力とサポート機能発揮）

### 3つの基本戦略

#### 1. 持続可能な収益基盤の構築

収益体質を強化しつつ、地域農業・経済活性化への貢献を通じた中長期的な顧客基盤の創出により、将来にわたる営業基盤を確保します。

##### 【個別戦略】

1. 資金運用力の強化
2. 事業運営コストの削減・抑制
3. 農業・地域活性化への貢献

#### 2. JAの経営基盤強化支援

JAの事業展開等をサポートし、多様化する農業・地域・くらしの実情に応じた課題解決に全力で取り組める環境を整えることで、JAの存在価値の確立を目指します。

##### 【個別戦略】

1. 金融仲介機能の発揮
2. 業務効率化
3. 経営基盤の強化

#### 3. 経営基盤の強化・確立

金融機関として具備すべき水準の内部管理態勢強化等により、当会が持続的に事業展開できる経営基盤を構築します。

##### 【個別戦略】

1. リスク管理の高度化と財務基盤確保
2. 効率的な業務運営体制の構築・人材育成強化
3. 地域金融機関としての役割発揮

# 業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理体制の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するために内部統制に関する基本方針を策定しております。

## 内部統制の基本方針

### 【役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

- 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「倫理憲章」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- 理事の法令等遵守状況については、経営管理委員及び監事による監督を受け、理事会の構成員として相互に監視するとともに、「役員行為規範」を遵守する。
- コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン制度」を設置する。
- 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

### 【理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

- 経営管理委員会、理事会その他重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
- 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行に係る情報を閲覧に供する。

### 【損失の危機の管理に関する規程その他の体制】

- 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題と捉え、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
- 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定めて統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理に係る意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- 種々の経営上のリスクを計量化し、自己資本額に見合ったリスク量にコントロールする経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、リスク管理の一層の高度化に取り組む。
- 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- 大規模な災害による被災等に際し、業務の継続を図るために必要な体制を整備する。

### 【理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- 経営管理委員会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される理事会を設置し、一定の事項に係る執行の決定等を委任するほか、定例又は臨時の経営企画会議を開催し、理事会の決議事項に係る原案の検討等を付託する。
- 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

### 【当会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制】

- 当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定める。
- 円滑な運営を図るため、当会と子会社等の間において協議又は報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

### 【内部監査体制】

- 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- 監査部長は、内部監査終了後、内部監査実施状況を取り纏め理事会及び経営管理委員会へ報告する。
- 監査部長は、監事及び会計監査人と定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

### 【監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項】

- 監事の職務執行を補助するため、専任の補助使用人を監査部に配置する。なお、専任者の配置が困難な場合は、少なくとも兼任者を2名以上配置する。
- 補助使用人は、監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項に係る業務に従事する。
- 補助使用人は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。なお、当該業務にあたっては、理事からの独立性を確保する。

### 【理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制】

- 理事は、当会に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事会に報告する。
- コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- 主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- コンプライアンス統括部署は、「ヘルプライン制度」の運用状況を監事に報告する。

### 【監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制】

- 適正な目的により監事へ報告を行った役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を周知徹底する。

**【監事の職務執行について生ずる費用に係る方針】**

- 監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するため、適切な予算を設ける。
- 監事が請求する費用については、その費用すべてを当会が負担する。ただし、監事の職務執行に必要な費用ではないと認められる場合は除く。

**【財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制】**

- 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて財務情報の適時かつ適切な開示に努める。
- 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

**【その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制】**

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
- 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- その他、理事及び職員は、「監事監査規程」に定めのある事項を尊重する。

**業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当会は、法令等遵守、リスク管理、子会社等管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築及び運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

**【役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】**

法令等遵守の体制については、倫理憲章を基本方針とし、役職員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員への研修等により、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

また、反社会的勢力等との関係遮断については、マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、組織的に対応する態勢を整備しています。

**【理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】**

経営管理委員会や理事会等の重要な会議体については、運営規則を定め、議事録の作成及び保管に関する体制を整備しています。

また、文書取扱規程をはじめとする諸規程を定め、情報の保存及び管理を確実なものとしています。

**【損失の危機の管理に関する規程その他の体制】**

リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを統合的に把握し、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会等で定期的に協議・検討を行っています。

また、災害等が発生した場合でも、利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようコンティンジェンシープラン（危機管理計画書）を定めているほか、具体的な事務手続を定めた諸規程を整備しています。

**【理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】**

中期経営計画及び事業計画の進捗状況を定期的に理事に報告し、実効性を高めています。

また、理事及び部長を構成員とする経営企画会議を毎月開催し、理事の迅速な経営判断に資する協議の場としています。

**【当会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制】**

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等管理体制の改善を図る等、効率的な業務運営に努めています。

また、子会社管理規程を策定し、子会社等の業務管理体制やリスクの把握に努めています。

**【内部監査体制】**

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況について、内部統制の適切性の観点から検討・評価を行っています。

内部監査の結果については、理事長、監事及び理事会に報告しています。

**【監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項】**

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査部監事監査関係を設置し、専任の補助使用人を配置しています。

**【理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制】**

経営管理委員会や理事会等に監事が出席し、報告を受ける体制を整備しています。

また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

**【監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制】**

監事監査規程に、監事に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことの確保を明記しており、役職員に周知しています。

**【監事の職務執行について生ずる費用に係る方針】**

監事の職務執行について生ずる費用については予算計上しており、必要な費用のすべてを当会が負担することとしています。

**【財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制】**

法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制を整備しています。

**【その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制】**

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備しています。

# 業 績

当会の令和3年度業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

## 損益の状況の推移

経済・金融情勢の変化に合わせ効率的な資金運用に取り組む一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、74億76百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、58億78百万円の当期剰余金を計上しました。



## 自己資本比率の推移

会員JAからの後配出資の受入れ並びに着実な内部留保の積み上げ等により、バーゼルⅢ国内規制に基づく当年度末の自己資本比率は、16.47%となりました。



自己資本比率とは、経営の健全性を示すバロメーターです。国内基準では4%以上が義務付けられていますが、JAバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを十分に満たしております。

## 貯金の推移

会員JAからの受入とともに、系統関係機関や地方公共団体、地域の皆様からも大切な貯金をお預かりした結果、当期末において3兆2,080億円の残高となりました。



## 貸出金の推移

担い手向け融資等農業金融への取り組みはもとより、地域金融機関として系統資金の地域還元による融資基盤拡充と長期安定収益の確保に向け、農業生産法人及び県内企業等を中心に積極的な融資活動を展開した結果、当期末において3,961億円の残高となりました。



## 有価証券の推移

有価証券ポートフォリオ全体の資産配分を考慮しつつ安全性・収益性を重視した長期安定収益の確保に努めた結果、当期末において7,840億円の残高となりました。



## 預け金の推移

系統預け金を基本とした支払準備金の確保と金利裁定による効率的運用に努め、また、地域金融機関として積極的な資金運用を行った結果、当期末において2兆741億円の残高となりました。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

## リスク管理の状況

昨今における金融機関を取り巻く環境の急速な変化は、金融機関における業務内容の多様化・複雑化とともに様々なリスクをもたらしています。

このような環境下、会員・利用者の皆様に安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

したがって、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更には事務リスク、システムリスク等のオペレーショナル・リスクに適切に対応すべく「リスクマネジメントの基本方針」を定め、統合的なリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

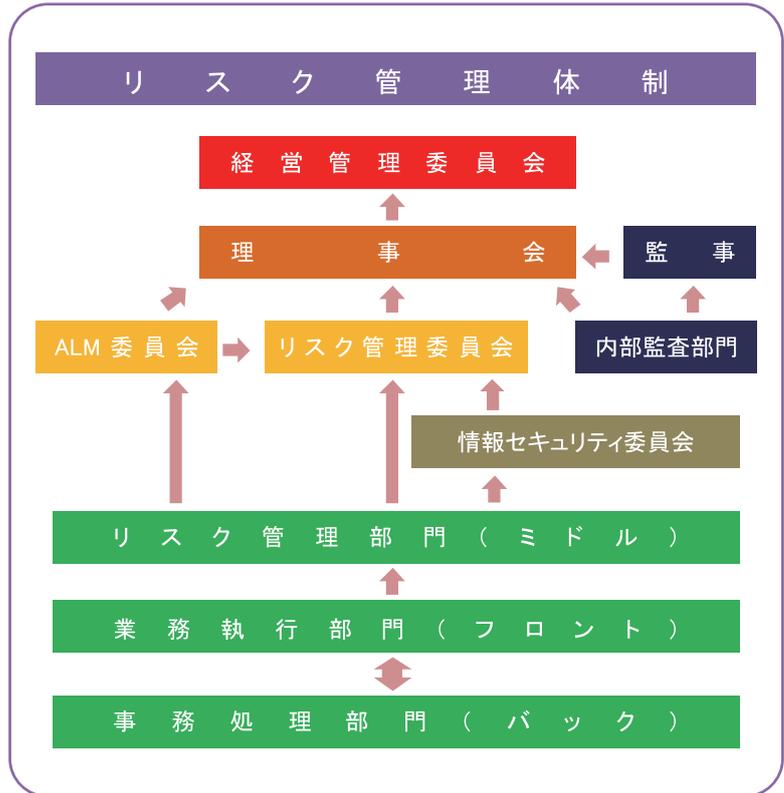
### 【管理体制】

当会では、信用リスク・市場関連リスク等を統合的に管理するため、リスク統括部（リスク統括関係）をリスクマネジメント統括部署として位置づけ、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っています。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合的なリスク管理に積極的に関与する体制を整備しています。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る検討・協議を実施しています。

検討・協議した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っています。



### 【統合的リスク管理】

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、「経済資本管理規程」、「信用リスクマネジメント規程」、「市場リスクマネジメント規程」等を制定し、業務上発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールするため、諸リスクに内包するリスクを定量化し、統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しています。

### 【内部監査体制】

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した監査部が、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っています。

内部監査は、年度の内部監査計画に基づき、当会業務の全般を対象とし、効率的かつ実効性のある内部監査を行っています。監査結果は、定期的に理事会及び経営管理委員会に報告し、指摘・助言・改善提案事項等について、措置・実行状況に応じた定期的なフォローアップを実施しています。

## 各種リスク管理

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会の与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。更に、原則として半期毎に「リスク管理委員会」で不良債権等の処理及び債権の保全・管理に関する事項について、検討・協議しています。

また、「自己査定要領」等に基づき、適正な資産の自己査定並びに償却・引当を実施しています。

### 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、ALMシステムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値や価格変動リスクなどを毎月算出し、リスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制を整備しています。

具体的には、「ALM委員会」を原則として毎月1回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努める等、迅速かつ的確な対応が図られるよう万全の体制を構築しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により資金繰りがつかなくなるリスク、並びに市場の混乱等により市場において取引が出来ない等により損失を被るリスクをいいます。

当会では、的確な資金ポジションを確保するため、調達資金及び運用資金を恒常的にALM委員会において集中管理しています。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務遂行に伴って受動的に発生する多様なリスク（様々な人為的又は技術的エラーの他、外生的な事象によって損失が発生するリスク）をいいます。

具体的には、事務リスク（業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク）やシステムリスク（コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生により損失が発生するリスク）等があり、当会はこれらのリスクについても各種規程類の整備により適切なリスク管理を行っています。

#### ○事務リスク管理

「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程類の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っています。

#### ○システムリスク管理

「安全対策基準（セキュリティスタンダード）」を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を制定することにより、適切なリスク管理を行っています。

# コンプライアンス（法令等遵守）態勢

## ●基本方針

当会は、系統金融機関として自らもつ社会的責任と高い公共性を認識し、社会的規範を含むすべての法令やルールを厳格に遵守し、自己責任原則に基づく公正かつ透明性の高い業務運営、並びに地域発展に尽力しています。

当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、役職員の行動指針を示すものとして「倫理憲章」を定めているほか、業務遂行にあたって法令違反や反社会的行為が発生しないよう留意点を示す手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これらはコンプライアンス関連規程類と併せて、職場内研修等により役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っています。

## 倫理憲章

### I 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

### II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

### III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に応じ、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

### IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

### V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

### VI 持続可能な社会への貢献

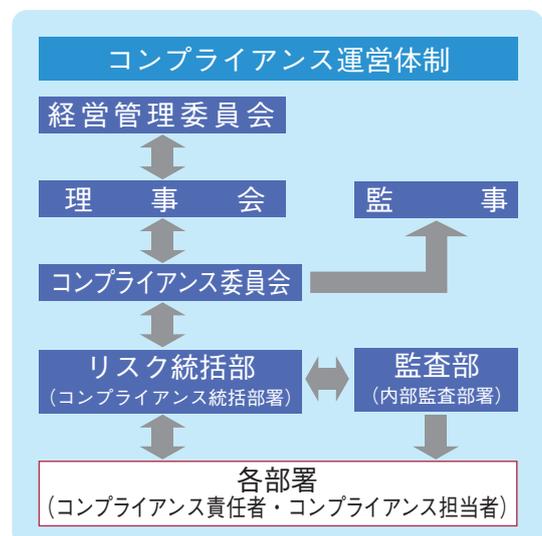
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

## ●コンプライアンス運営態勢

当会では、コンプライアンス経営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、右図のとおりコンプライアンス運営体制を確立しています。

本体制のもと、コンプライアンス委員会では、コンプライアンス態勢全体に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うとともに、検討・審議内容について適宜理事会に付議・報告しています。

また、コンプライアンス統括部署（リスク統括部）は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動の実践・検証・見直し及び改善に取り組んでいます。



## 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、ご相談・苦情等の申し出について、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切な対応・解決に努めています。

また、受け付けたご相談・苦情等については、定期的に経営陣に報告するとともに、会内において情報共有を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用しています。

また、相談・苦情等の申し出について、当会の対応に理解いただけない場合は、中立的な外部機関を利用して解決を図る体制をとっています。

### ●苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、苦情等受付・対応態勢及び内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、ご相談・苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の窓口へお申し出ください。

○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

**業務部 048-829-3590      資金証券部 048-829-3522**

**農業部 048-829-3541**

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

**ご相談・苦情等受付窓口（総務部）**

電話番号：048-829-3504

電子メール：kujou@sin.st-ja.or.jp

**一般社団法人JAバンク相談所**

電話番号：03-6837-1359

### ●紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

#### 埼玉弁護士会 示談あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、右記の当会のご相談・苦情等受付窓口又はJAバンク相談所にお申し出ください。

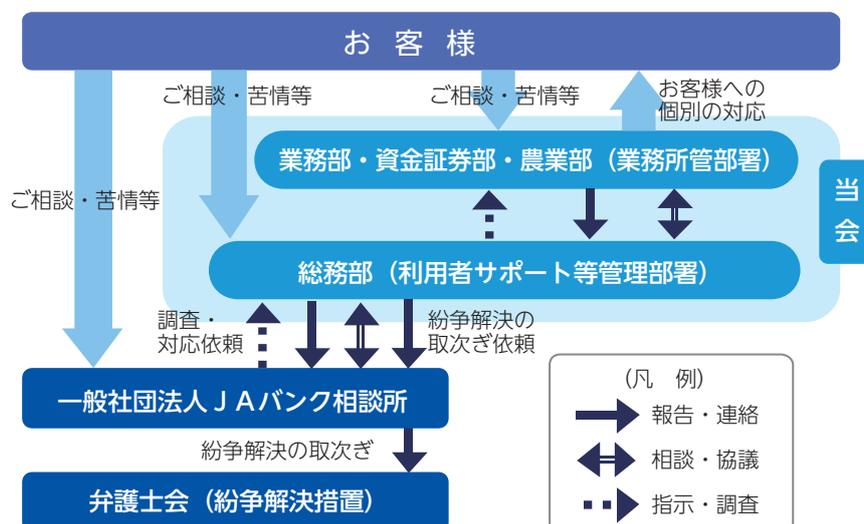
○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

**ご相談・苦情等受付窓口（総務部）**

電話番号：048-829-3504

**一般社団法人JAバンク相談所**

電話番号：03-6837-1359



## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

### 金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 利用者の保護

### ●利用者保護等管理

当会は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守し、利用者保護等管理に向け継続的な取り組みを行います。

### 利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

## ●利益相反管理

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

### 利益相反管理方針

#### 1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 個人情報管理

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当会は、お客様の個人情報（特定個人情報を含む）を適正に取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令等の遵守のもと、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく個人情報管理体制の整備等により、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しています。

### 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

当会は、当会内の情報及びお客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく情報セキュリティ管理体制の整備等により、情報資産の適切な取り扱いと情報セキュリティの維持及び推進に万全を期しています。

※「個人情報保護方針」並びに「情報セキュリティ基本方針」は、当会ホームページに掲載しています。  
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/guideline/>

## 反社会的勢力等との取引排除

当会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言しています。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

#### （運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### （マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### （反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### （組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### （外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

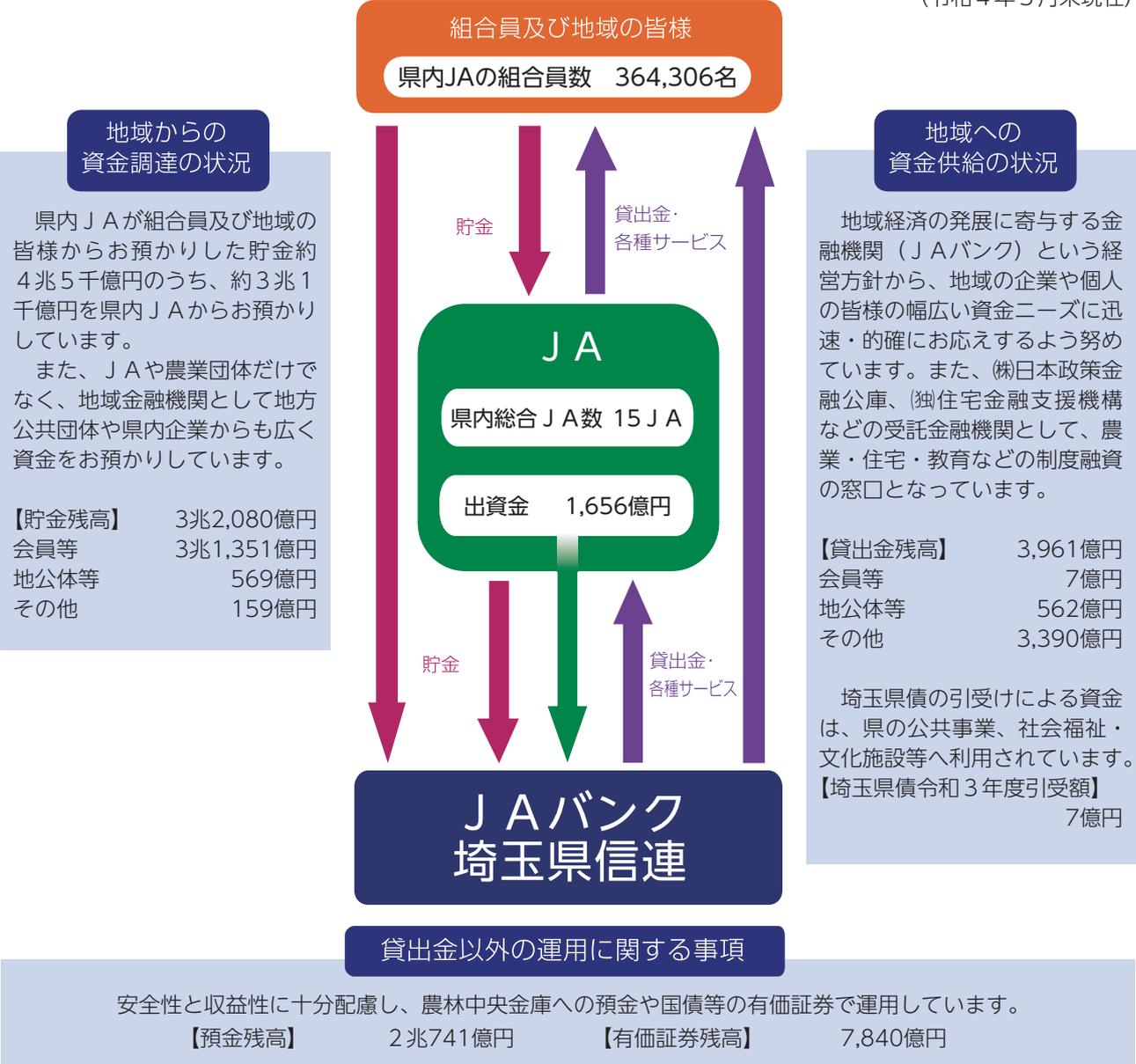
# 社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。また、当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としており、これをもとに資金を必要とする皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び、県内の企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は、事業活動を通じて持続的な社会の実現に貢献するため、サステナブル経営への取り組みを実践してまいります。令和3年度は、地域への資金供給や経営支援といった金融機能の提供に努めるとともに、社会課題の解決に資する「ESG投融資」にも取り組みました。令和4年度以降は、令和12年（2030年）を達成年度とした長期目標を踏まえ、農業振興・地域活性化に向けた取り組みやCO<sub>2</sub>排出を削減する活動など、現在直面している様々な課題に対しても当経営ポリシーに基づき積極的に取り組んでまいります。

## 地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

(令和4年3月末現在)



※令和4年度3月末現在におけるESG投融資残高は74億円となっています。

経営  
業務内容  
当会の組織  
資料編  
グループ情報  
索引

## お客さま本位の業務運営の更なる定着

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、J A組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取り組みを実践しています。

また、その取組状況及び「お客様本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶ上で比較することのできる統一的な指標」（「比較可能な共通K P I」）を公表しています。

### お客さま本位の業務運営に関する取組方針

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

#### 3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文及び(注)】

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】

(※) 上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

## 地域密着型金融への取り組み

### 農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

#### 金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
  - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
  - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
  - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しております。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

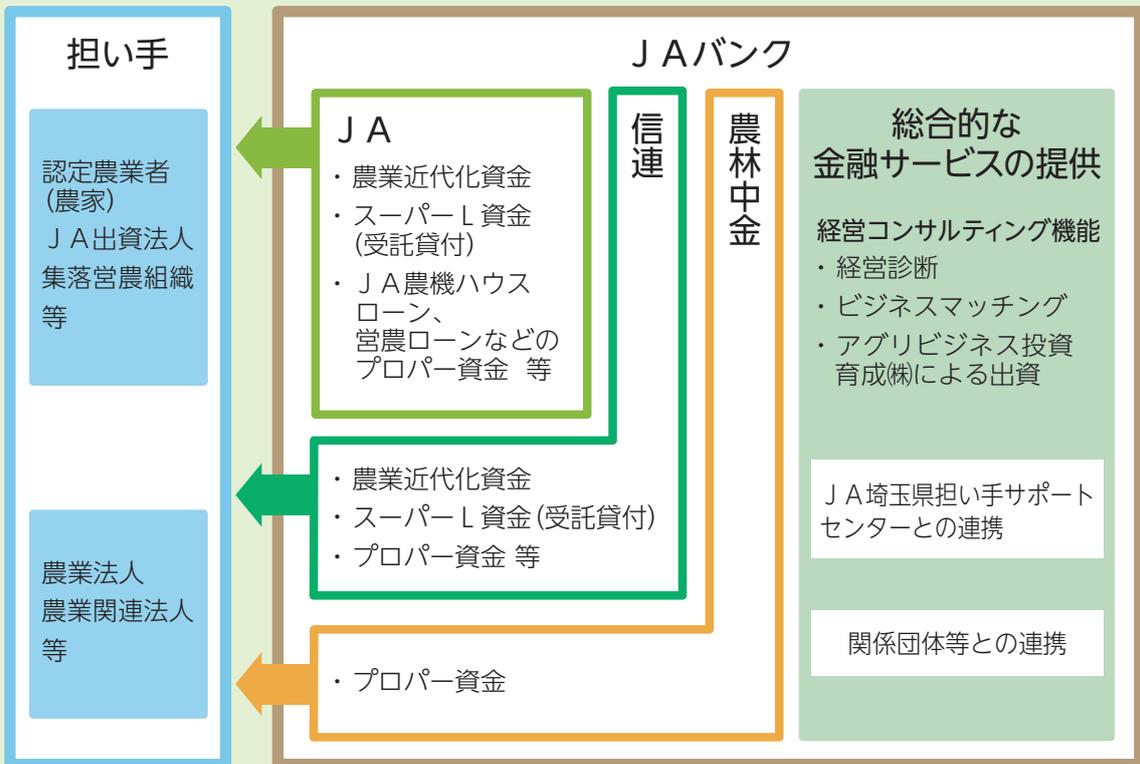
また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、令和4年3月末現在819名（うち当会107名）が取得しています。

当会では農業部を設置し、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「J A埼玉県担い手サポートセンター」(\*)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）の共通事務機構です。

### 担い手金融資金強化に向けた取り組み



# 農業・地域の成長支援への取り組み

## ●「JAグループさいたま農畜産物商談会」の開催

令和3年10月1日～11月30日に「JAグループさいたま農畜産物オンライン商談会 2021」を開催し、県内農業生産者向けにコロナ禍における農産物の販路・消費拡大に向けた支援を実施しました。



## ●JAバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

**対象資金** 農業近代化資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金（アグリエース資金のみ）、JA交付金等つなぎ資金



## ●JA農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

**対象資金** JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金（新型コロナウイルス感染症に対する災害緊急資金のみ）



## ●就農支援事業

新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



経営

業務内容

当会の組織

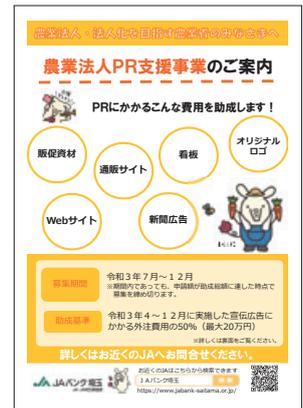
資料編

グループ情報

索引

●販路拡大支援事業

埼玉県内の農業法人等が生産する農産物、並びに開発した6次産業化商品等について、販路拡大に資する広告宣伝費用の一部を助成する「農業法人PR支援事業」を実施しました。



●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本供与)等の各種ファンドを提案しています。



●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、官農技術の情報提供等を行っています。



新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた対応

JAバンク埼玉では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける農業者の経営を支援するため、以下のとおり対応を行っています。

●融資等に関する災害等相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行うため、相談窓口を設置しています。

窓口設置場所	お問い合わせ先
JA埼玉県信連 農業部	電話番号 048-829-3541 FAX 048-829-3049 所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号

●金融支援の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるJA組合員(農業者、農業法人等)を支援するため、借入金の負担軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限とした利子補給とお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

## 文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献しています。

### J Aバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本・DVDを県内小学校に贈呈しました。



### 農業教育の充実に関する支援

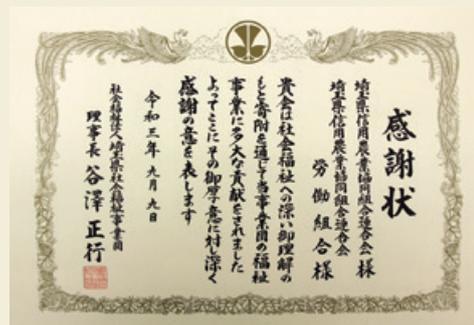
農業教育の充実、新規就農者の確保・育成を目的として、埼玉県農業大学校への支援に関する協定を平成31年3月に埼玉県と締結しました。具体的支援策として同校のカリキュラム充実に資するための寄付金の拠出や、当会職員による農業資金講座を通じ、農業教育の充実を図っています。



埼玉森林サポータークラブより感謝状を受領

### 森林保護活動団体への協力

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈しました。



埼玉県社会福祉事業団より感謝状を受領

### 児童養護施設への協力

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈しました。



令和3年10月18日 当会駐車場

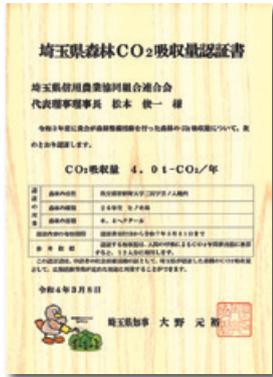
### 献血へ協力

社会貢献の一環として、当会では平成15年より日本赤十字社の献血活動に参加しています。



当会は平成24年度より献血サポーターに参加しており、献血推進キャンペーンを応援しています。

埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書



令和3年度の活動・支援により、吸収量4.0t (CO<sub>2</sub>/年) の認証を取得いたしました。

「JAバンク埼玉県信連の森づくり」活動への取り組み

森林の持つ公益的な機能の維持・向上、並びに水源地環境の保全や地球温暖化防止などに貢献するため、当会と公益社団法人埼玉県農林公社間で「埼玉県森林づくり協定」を締結しており、森林整備に係る活動費の一部を助成することにより、健全で活力のある森林の再生を支援しています。

埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



AEDの設置

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。

フードバンク埼玉への協力

食品の支援を必要とする方々を支える福祉施設等に、無償で食品を提供している特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ、防災備品の入替えに伴い備蓄食品を提供しました。



令和3年5月21日、令和3年12月16日、令和4年3月14日  
特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ備蓄食品を提供



### BCP態勢の整備

JAバンク埼玉では、大規模災害等によりJAの店舗が被災した際に、貯金の入出金等の金融サービスを継続的に提供できるよう、一般の店舗と同様の窓口カウンターを設置した「移動店舗車」を令和2年6月より導入しております。

また、利用者保護の観点から、大規模災害による県センター被災時のネットワーク機能喪失に備えた、ネットワーク迂回中継ルートを令和3年9月に整備しております。

### 各種相談会・セミナーの開催

#### ●JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を年間112回開催し、延べ985名のお客様にご来場いただくとともに、981件の相談に対応しました。



お名前	JA	相談・遺言個別相談会	お申し込み	申込受付先
お名前	ご住所	ご所属先	ご連絡先	申込受付先
ご希望の日時	【第1希望】 月 日			申込
	【第2希望】 月 日			

#### ●相続・遺言個別相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様の円滑な資産承継をサポートするため、相続・遺言個別相談会を開催しました。

お客様一人ひとりのお悩みや想いを伺いながら、その解決と実現に向け丁寧なご提案を行っております。

# 業務内容

## 業務のご案内

### 貯金業務

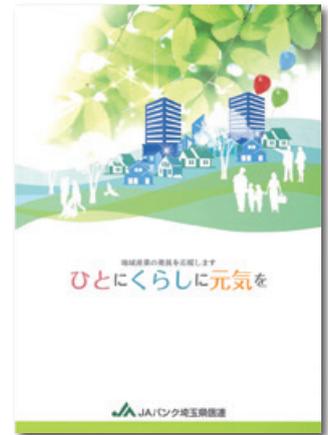
当会は、県内の会員JAを中心に、地方公共団体・一般法人並びに地域の皆様から貯金をお預かりしており、普通貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な貯金商品を取り扱っています。

JAバンクのキャッシュカードは、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソン銀行ATM、ゆうちょ銀行などの全国のATMで、ご入金（三菱UFJ銀行は除く）・お引き出し・残高照会のサービスをご利用いただけます。

当会のATMでは、全国JAのキャッシュカードでのお預入れ・お引き出し・定期貯金のお預入れ・お振込・Pay-easy（ペイジー）・通帳記帳などをお取り扱いしております。

また、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、MICS提携金融機関のキャッシュカードでは、お引き出し、残高照会、お振込み等のお取引でご利用いただけます。

なお、JAバンクでは、独自の支援制度である「破綻未然防止システム」と国の公的な制度である「貯金保険制度」という2つの制度により、皆様の大切な貯金を二重に保護しています。



### 貸出業務

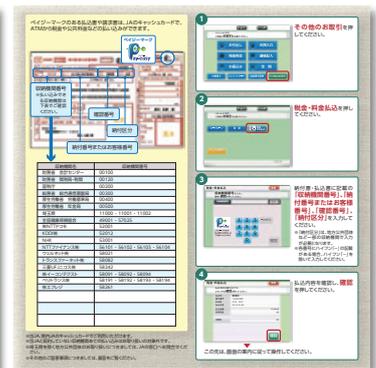
当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、農業関連企業並びに埼玉の地域経済を担う一般企業等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域経済の発展に貢献しています。また、農業担い手の皆様に支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでいます。

一方、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、皆様のライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意しています。

### 為替・決済業務

当会は、全国のJA及び銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等の金融機関とオンラインシステムで提携し、振込、送金、代金取立等の各種為替業務を行っています。

また、給与振込、年金の受け取り、国税・社会保険料等の歳入金の取り扱い（日本銀行歳入復代理店）、埼玉県自動車税等公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、並びに電話・電気・水道料金等の各種公共料金等の収納事務、ネットサービス、クレジットカード等の決済業務も行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

## 金融推進・相談業務

当社は、JA・農林中金と一体となって取り組む「JAバンクシステム」のもと、組合員・地域の皆様のニーズに応える様々な「サービス」や「金融商品」を企画・提供するとともに、JAを「安心」してご利用いただけるよう健全性の向上に努めています。具体的には、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、商品企画、お客様のニーズに応じたキャンペーンの展開、住宅ローン営業活動とローン相談、JA年金相談会の開催支援、相続・遺言並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに、JAのコンプライアンス態勢の強化支援等にも取り組んでいます。

また、お客様のJA利用満足度の向上を目指した運動の展開、JA職員を対象とした各種研修会の実施、財産づくりの相談に対応するFP（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材の育成を行っています。



- 上段左から
- ・よりぞうたためる保冷バッグ
  - ・よりぞうレジかご用トートバッグ
  - ・よりぞうタオル2枚セット
- 下段左から
- ・よりぞうミニステンレスボトル
  - ・よりぞう2WAY巾着エコバッグ
  - ・よりぞうウォッシュャブルメッシュポーチ

## その他の業務

当社は、上記各業務のほか、お客様の資産運用ニーズにお応えるため、投資信託・国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売業務、並びに農中信託銀行の信託代理店として、遺言信託・特定贈与信託等の信託商品の提供等、資産運用のご相談を含め、広範囲な商品・サービスを提供しています。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

## 商品のご案内

### 【主な貯金】

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高200万円）まで自動的にご用立ていたします。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	期間の制限なし	1円以上
総合口座（普通貯金無利息型）	・普通貯金無利息型については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しも可能です。（満期を指定する場合は、その1カ月前までに通知を必要とします。）	最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期貯金			1円以上
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6カ月毎にその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額の積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6カ月以上 5年以内	1,000円以上
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。		1円以上
普通貯金	・お財布代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型（決済用）	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
成年後見支援貯金（普通貯金）	・成年被後見人さまの財産保護・管理に係る不測のトラブル等を軽減すべく、特定の取引に際して家庭裁判所の指示書を必要とするため、安心してご利用いただけます。		1円以上
成年後見支援貯金無利息型（決済用）			1円以上
貯蓄貯金	・普通貯金と同様に出し入れができ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同水準になる場合もございます。）		1円以上
通知貯金	・大口資金の短期運用に適しています。お引き出しの場合は、2日前までにお知らせください。	7日以上	5万円以上
譲渡性貯金（NCD）	・満期日前の譲渡が可能です。大口資金の短期運用に適しています。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
J A 教育資金贈与専用口座	・教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和5年3月31日まで）	1円以上 1,500万円以下
J A 結婚・子育て資金贈与専用口座	・結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した18歳以上50歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和5年3月31日まで）	1円以上 1,000万円以下

## 【農業関連産業法人向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
農 業 関 連 サ ポ ー ト ロ ー ン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、加工、流通、貯蔵、販売等を行う法人の資金ニーズに対応します。	農 業 関 連 産 業 法 人	期 間 15年以内 限 度 額 2億円 担 保 ・ 保 証 原則不要

## 【農業担い手向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
ア グ リ マ イ テ ィ ー 資 金	当会が、JAに統一ローン「新農業振興資金（アグリマイティー資金）」の原資を長期かつ低利で供給し、JAが担い手の資金ニーズに積極的に応えられるよう支援します。	会 員 J A	期 間 10年以内 限 度 額 J A の 融 資 額 と 同 額 担 保 ・ 保 証 無担保・無保証
ア グ リ サ ポ ー ト 証 保	JAの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、JAによる担い手金融の円滑化を図ります。	農 業 法 人 及 び 農 業 者 ( 個 人 ) 。 た だ し 、 会 員 の 組 合 員 に 限 り ま す 。	期 間 10年以内 限 度 額 5,000万円かつ 貸付金額の50% 担 保 ・ 保 証 無担保
ア グ リ ビ ジ ネ ス ン ロ ー ン	JAの対応が困難な農業法人等の担い手に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農 業 法 人 及 び 農 業 者 ( 個 人 ) 。 た だ し 、 個 人 は 会 員 の 組 合 員 に 限 り ま す 。	期 間 15年以内 限 度 額 5,000万円 担 保 ・ 保 証 原則不要

## 【一般の貸出】

種 類	ご 利 用 いただける方	お 使 い み ち	融 資 金 額	融 資 期 間 及 び 返 済 方 法	担 保 ・ 保 証
事 業 法 人 出 向 け 貸 出	県内に事務所等を有し、事業を営まれている一般企業	・ 運転資金 ・ 設備資金等	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個 人 向 け 出 貸	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員	資産等の活用及び個人事業等に要する資金			
そ の 他 向 法 人 出 貸	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金			

【主なローン】

種類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住宅ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上満66歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金	10万円以上 10,000万円以内	・40年以内 ・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利 ・固定金利選択型
教育ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上かつ完済時に満71歳未満の方	お子様のご入学・ご進学に係る資金をはじめ、授業料・教科書代などあらゆる教育資金	10万円以上 1,000万円以内	・15年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
マイカーローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満75歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	自動車・バイクのご購入をはじめ、自動車等の修理費用、運転免許取得の費用などの資金	10万円以上 1,000万円以内	・10年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利
生活ローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満75歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	家具、家電製品のご購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金	10万円以上 500万円以内	・10年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
カードローン	(ワイドカードローン) 安定した収入があり年齢が満20歳以上満65歳未満の方 (50万円以内の場合は70歳未満の方)	使いみち自由でATMでいざという時に借入できる資金	(ワイドカードローン) 500万円以内	・1年以内(ただし、当会が支障ないと判断した場合は、1年毎の自動更新) ・約定返済型	・変動金利

【主な代理貸出】

金融機関等	資金名
(株)日本政策金融公庫	(農林水産事業) ・農業経営基盤強化資金 ・農業基盤整備資金 ・担い手育成農地集積資金 ・経営体育成強化資金 ・農林漁業セーフティネット資金 ・農業改良資金 ・青年等就農資金 ・振興山村・過疎地域経営改善資金 ・畜産経営環境調和推進資金 ・農林漁業施設資金  (国民生活事業) ・国の教育ローン
(独)住宅金融支援機構	・災害関連融資資金 ・賃貸融資資金 ・まちづくり融資資金 ・リフォーム融資資金 ※現在新規の受付は行っていません。
(独)福祉医療機構	・被保険者住宅資金 ※現在新規の受付は行っていません。
埼玉県	・農業近代化資金

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

## 【主なサービス】

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	(ご利用いただけるサービス) 当社のキャッシュカードがあれば、全国のJ A・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATMで現金のお預け入れ・お引き出し、残高照会等ができ、銀行等M I C S 提携金融機関カードが使用できるATMで現金のお引き出し、残高照会ができます。 (ご利用手数料) J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、J AバンクのATMによるお預け入れ・お引き出し、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。 また、三菱UFJ銀行のATMによる出金取引、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMによる入出金取引も110円～220円でご利用が可能です。(平日や土日祝日、時間帯により異なります)。
JAバンク埼玉優遇プログラム	当社所定の基準により、当社とお取引のある個人のお客様は、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMによる入出金手数料が毎月最大3回無料となる優遇サービスです。(無料回数はお客さまとお取引に応じて異なります。) なお、サービスの対象口座は「当座一般、普通(一般・総合・営農)」となります。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れの心配もなく、安心・確実に受け取ることができます。
各種自動支払サービス	電気・水道・電話・NHK受信料等の公共料金のほか、税金・家賃などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
振 替 サ ー ビ ス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
J A カ ー ド ( 一 体 型 )	キャッシュカード機能とクレジットカード(J Aカード)機能が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ Aキャッシュサービスがご利用になれるほか、クレジットカードとして、ショッピングや飲食等の代金のお支払いにご利用いただけます。
J A ネットバンク ( 個 人 向 け )	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay-easy(ペイジー)による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
法人J A ネットバンク ( 法 人 向 け )	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを1回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
J A バ ン ク ア プ リ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客様を対象に、スマートフォンから貯金の残高や入出金明細の照会、投資信託残高照会、定期貯金の預入明細照会等がご利用いただけます。
ファームバンキング	お客様のパソコンと当社のコンピュータを通信回線で接続することにより、会社に居ながら残高照会や振込・振替を行うことができます。
J A データ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
でんさいサービス (J Aバンクでんさいサービス)	法人J Aネットバンクを通じて、手形・振込に代わる新たな決済手段である電子記録債権をご利用いただけます。 電子債権記録機関は、全国銀行協会が設立した「(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)」です。
国 債 窓 口 販 売	長期利付国債・中期利付国債を額面5万円(個人向け国債は額面1万円)より販売しています。また、買い取りも実施しています。
投資信託窓口販売	日本国内外の債券、株式、不動産等のファンドを販売しています。 投資信託は、元本の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
信託契約代理業務	農中信託銀行の信託契約代理店として、特定贈与信託等の取り扱いを行っています。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取り扱いを行っています。

# 手数料一覧

## 内国為替の取扱手数料

(令和4年6月末現在)

送金手数料		区分		同一店内あて	県内JAあて	県外JAあて	他金融機関あて			
振手数	込料	普通	扱い	660円						
		窓	□	電信・文書	3万円未満	220円	330円	330円	605円	
				3万円以上	440円	550円	550円	770円		
		定時	自動	電信・文書	3万円未満	無料	220円	220円	495円	
					3万円以上	無料	440円	440円	660円	
		A	T	M	現金	3万円未満	110円	110円	110円	385円
					3万円以上	330円	330円	330円	550円	
					システムカード	3万円未満	無料	110円	110円	165円
					3万円以上	無料	220円	220円	330円	
					他行カード	3万円未満	110円	110円	110円	385円
					3万円以上	330円	330円	330円	550円	
		インターネットバンキング			3万円未満	無料	110円	110円	165円	
		3万円以上			無料	220円	220円	220円		
		フォームバンキング			3万円未満	無料	110円	220円	330円	
		3万円以上			無料	220円	330円	440円		
法人	J	A	ネットバンク	一般・総合	3万円未満	無料	110円	110円	220円	
				3万円以上	無料	220円	220円	330円		
			JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)	給与・賞与	3万円未満	無料	110円	110円	220円	
					3万円以上	無料	110円	110円	220円	
				総合	3万円未満	無料	110円	110円	220円	
					3万円以上	無料	220円	220円	330円	
給与・賞与	3万円未満	無料	110円	110円	220円					
3万円以上	無料	110円	110円	220円						
代金取立	普通	扱い	1通につき	880円						
手数料	至急	扱い	1通につき	1,100円						
その他	送金・振込の組戻料	1件につき	880円							
	不渡手形返却料	1件につき	1,100円							
	取立手形組戻料	1件につき	1,100円							
	取立手形店頭呈示料	1件につき	1,100円							

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれます。各種手数料の詳細については、当会のホームページ及び窓口にてご確認ください。

## その他の諸手数料

(令和4年6月末現在)

種類	項目	金額		
貯金	自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円		
	残高証明書発行手数料	1通につき 当会所定様式の場合	440円	
		当会所定様式以外の場合	2,200円	
	相続貯金仮払履歴証明書発行手数料	1通につき	440円	
	取引履歴証明書発行手数料	1件につき	440円	
	再発行手数料	1件につき	1,100円	
	ICキャッシュカード発行・更新手数料	1枚につき	無料	
	JAカード(一体型)発行・再発行手数料	1件につき	無料	
	円貨両替手数料(窓口扱い)	100枚まで	無料	
		101枚~500枚	330円	
501枚~1,000枚		550円		
1,001枚以上(以降500枚ごと)		1,100円 (550円加算)		
硬貨入金整理手数料	500枚まで	無料		
	501枚~1,000枚	550円		
	1,001枚以上(以降500枚ごと)	1,100円 (550円加算)		
貸付	残高証明書発行手数料	1通につき 当会所定様式の場合	440円	
		当会所定様式以外の場合	2,200円	
	取引履歴証明書発行手数料	1件につき	440円	
	融資証明書発行手数料	1通につき	1,100円	
	住宅ローン	新規実行	11,000円	
		条件変更(金利条件を含む)	実行後3年未満	3,300円
			実行後3年~7年未満	2,200円
			実行後7年以上	1,100円
	一部繰上償還	窓口	3,300円	
	JAネットバンク	無料		
その他ローン	新規実行	1,100円		
ネットバンク等	JAネットバンク(個人向け)	基本利用料(月額)	無料	
	法人JAネットバンク(法人向け)	照会・振込サービス(月額)	1,100円	
		データ伝送サービス(月額)	2,200円	
	JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)	基本利用料(月額)	36,300円	
	照会手数料(月額)	1,100円		
ファームバンキング・ホームバンキング	資金移動手数料(月額)	1,100円		
でんさい	JAバンクでんさいサービス	でんさい基本利用料(月額)	無料	
	特定記録機関連更記録手数料		3,850円	
		発生記録手数料(予約含む)	同一店内あて・JAあて	330円
	譲渡記録手数料(予約含む)	他金融機関あて	550円	
		同一店内あて・JAあて	220円	
	でんさいIB手数料	他金融機関あて	440円	
		同一店内あて・JAあて	330円	
	分割譲渡記録手数料(予約含む)	他金融機関あて	550円	
同一店内あて・JAあて		330円		
その他記録手数料		330円		
その他	決済事務手数料・通常開示請求手数料		無料	
	未利用口座管理手数料	年額	1,320円	
	成年後見支援貯金口座開設手数料	1件につき	11,000円	
媒体持込手数料	1依頼媒体ごと	11,000円		

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれます。各種手数料の詳細については、当会のホームページ及び窓口にてご確認ください。

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

# 当会の組織

## 沿革・歩み

1914	大正 3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立（貯金量7億2千万円）
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量1千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され、県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量5千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量1兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量1兆5千億円達成
1990	平成 2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成 3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成 4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成 6年	3月	貯金量2兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成 7年	11月	第4次全銀為替システム対応
1998	平成10年	10月	「JAバンク」の導入
1999	平成11年	4月	A T M・C Dの祝日稼働開始
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	J A S T E Mシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング（JAネットバンク）取扱開始
2003	平成15年	11月	第5次全銀為替システム対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		4月	貯金量2兆5千億円達成
		11月	セブン銀行とのA T M提携開始
2006	平成18年	10月	I Cキャッシュカード・生体認証取扱開始
			新JAカード取扱開始
2007	平成19年	5月	A T M休日稼働の拡大並びに休日稼働時間の延長
			郵便貯金・セブン銀行A T Mでの入金取引開始
2008	平成20年	1月	JAバンク埼玉キャッシュカードの県内A T M入出金手数料の無料化開始
		7月	JAバンクキャッシュカードの全国A T M入出金手数料の無料化開始
2010	平成22年	1月	J A S T E Mシステムの更改
		4月	J F マリンバンク・ゆうちょ銀行A T Mの出金手数料無料化開始
2011	平成23年	11月	第6次全銀為替システム対応
2012	平成24年	10月	県内JAの窓口事務の統一を開始
2013	平成25年	11月	コンビニA T M 2社（イーネット・ローソン）とのA T M提携開始
2014	平成26年	10月	法人向けインターネットバンキング（法人JAネットバンク）取扱開始
			サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定の締結
2015	平成27年	5月	JAバンクでんさいサービス取扱開始
		12月	貯金量3兆円達成
2016	平成28年	1月	M I C S 提携時間拡大に伴うA T M休日稼働時間の拡大
		12月	J A S T E M - A T M への移行
2018	平成30年	1月	J A S T E Mシステムの更改
2019	平成31年	3月	F i n T e c h 企業（マネーフォワード社）と連携したアプリの提供開始
	令和 元年	11月	第7次全銀為替システム対応並びに即時振込の取扱時間拡大
		12月	JAバンクアプリの提供開始
2021	令和 3年	2月	JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）取扱開始
2022	令和 4年	3月	JAバンク埼玉優遇プログラム開始

## 当会の組織

### 会 員 数

(単位：会員)

資 格 別	令和3年3月末	令和4年3月末
正 会 員	22	22
准 会 員	32	32
合 計	54	54

### 役 員

(令和4年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	坂 本 富 雄	代表理事理事長	松 本 俊 一
経 営 管 理 委 員	根 岸 信 一 郎	代 表 理 事 専 務	黒 澤 潔
経 営 管 理 委 員	清 水 節 男	常 務 理 事	貝 野 勝
経 営 管 理 委 員	大 木 清 志	常 務 理 事	島 寄 進
経 営 管 理 委 員	千 野 寿 政	代 表 監 事	吉 田 公 一
経 営 管 理 委 員	滝 沢 祥 雄	監 事	日 下 部 一 義
経 営 管 理 委 員	塩 谷 和 弘	監 事	山 口 宣 夫
経 営 管 理 委 員	原 浩	常 勤 監 事	土 橋 正 佳
経 営 管 理 委 員	大 塚 宏	員 外 監 事	和 田 正 夫
経 営 管 理 委 員	染 谷 朝 授		

### 職 員 数

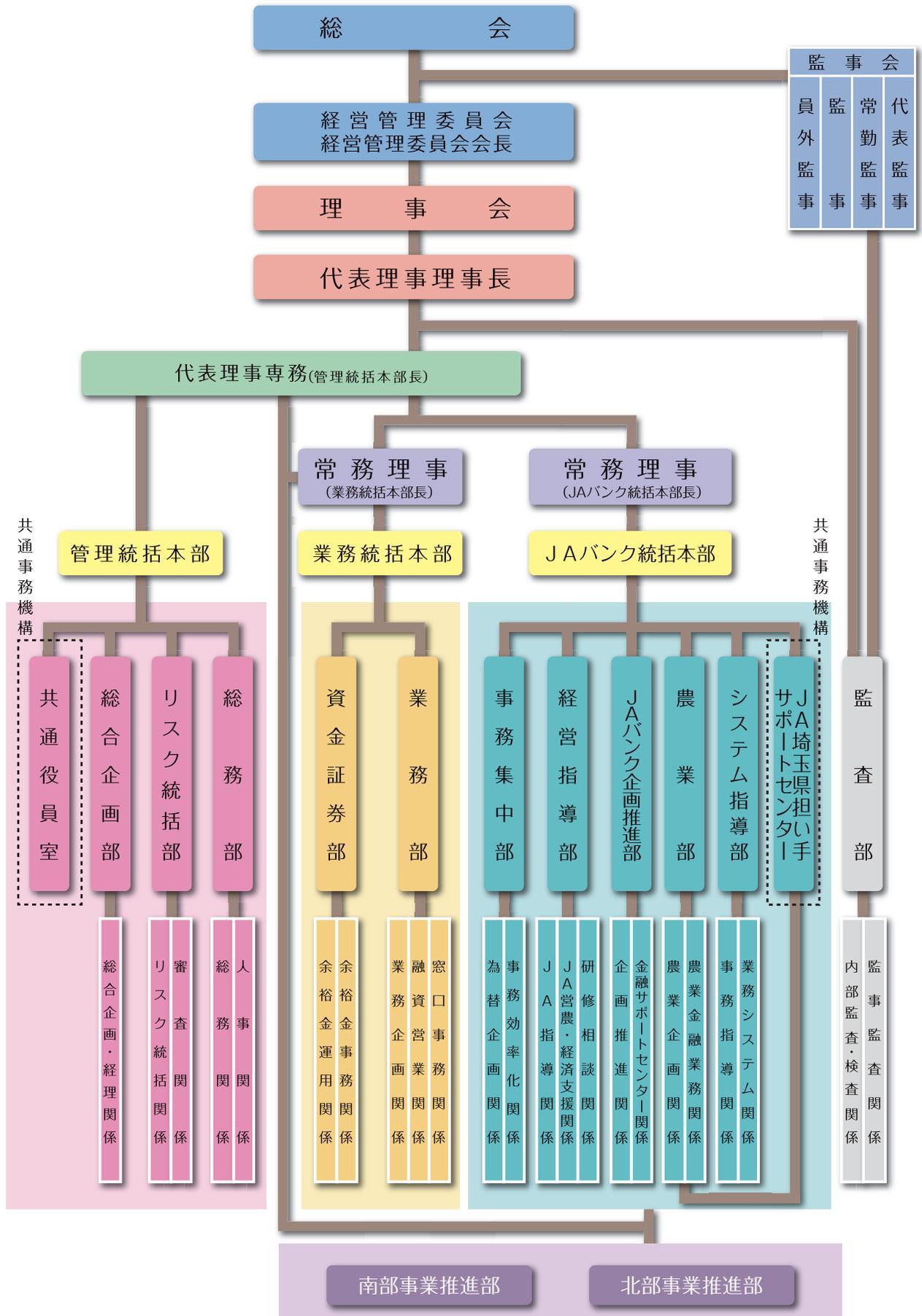
(単位：人)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
男 子 職 員	119	120
女 子 職 員	52	52
合 計	171	172

(注) 嘱託職員を含んでいます。

機 構

(令和4年6月末現在)



経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

資 料 編

グ ル ー プ 情 報

索 引

## 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 店舗等一覧

### ■ 営業店舗

(令和4年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

### ■ 推進拠点

(令和4年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
南部事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
北部事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目6番2番地	048(524)9711	048(525)4543

## A T M設置台数・取扱時間・利用手数料

### ■ ATMの設置台数

(令和4年6月末現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外	計
J A	243台	97台	340台
信 連	2台	0台	2台

### ■ ATMの取扱時間

(令和4年6月末現在)

取 扱 日	開始時間	終了時間	備 考
平 日 土 曜 日 日 曜 日 祝 日	8:00	21:00	○ATMにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。

### ■ ATMの利用手数料

(令和4年6月末現在)

ご利用時間帯	当会のキャッシュカード		県内JAのキャッシュカード		県外JAのキャッシュカード		他金融機関のキャッシュカード	
	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平 日	無 料		無 料		無 料		220円	お取り扱いきません
							110円	
							220円	
土曜日	無 料		無 料		無 料		220円	
							110円	
							220円	
日曜日・祝日	終 日						220円	

(注1) 1月2日及び12月31日は、日曜日・祝日扱いとなります。

(注2) 他金融機関のキャッシュカードには、J F マリンバンク・M I C S 提携金融機関及びゆうちょ銀行のキャッシュカードが含まれます。

なお、J F マリンバンクのキャッシュカードでは終日お引出しが無料でご利用いただけます。

また、三菱UFJ銀行のキャッシュカードでのお引出しは、平日8時45分～18時までは無料、平日時間外及び土曜・日曜日等の休日は110円でご利用いただけます。

(注3) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

## 資料編

## 資料編－1

<b>財務諸表</b>	<b>38</b>
貸借対照表	38
損益計算書	39
キャッシュ・フロー計算書	40
経費の内訳	41
剰余金処分計算書	41
注記表	42
財務諸表の適正性等にかかる確認	49
会計監査人の監査	49
<b>貯 金</b>	<b>50</b>
科目別貯金平均残高	50
定期貯金残高	50
<b>貸 出 金</b>	<b>51</b>
科目別貸出金平均残高	51
貸出金の金利条件別内訳残高	51
貸出金の担保別内訳残高	51
債務保証の担保別内訳残高	51
貸出金の用途別内訳残高	52
貯貸率・貯証率	52
貸出金の業種別残高	52
主要な農業関係の貸出金残高	53
受託貸付金の残高	53
農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権	54
貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額	55
貸出金償却の額	55
<b>有価証券</b>	<b>56</b>
種類別有価証券平均残高	56
商品有価証券種類別平均残高	56
有価証券残存期間別残高	56
有価証券の時価情報等	57
<b>為替業務・その他業務</b>	<b>58</b>
内国為替の取扱実績	58
国債等公共債の窓口販売実績	58
公共債の引受額	58
<b>主要な経営指標等</b>	<b>59</b>
最近5年間の主要な経営指標	59
受取・支払利息の増減額	60
利益率	60
利益総括表	60
事業純益	61
資金運用収支の内訳	61
一職員あたりの貯金・貸出金残高	61
役員等の報酬体系	62

## 資料編－2

<b>自己資本の状況</b>	<b>63</b>
自己資本比率の状況	63
経営の健全性の確保と自己資本の充実	63
自己資本の構成	64
自己資本の充実度に関する事項	66
<b>信用リスクに関する事項</b>	<b>68</b>
リスク管理の方針及び手続の概要	68
標準的手法に関する事項	68
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	69
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	70
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト125%を適用する残高	71
<b>信用リスク削減手法に関する事項</b>	<b>72</b>
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	72
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	73
<b>派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項</b>	<b>74</b>
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	74
派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳	74
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	75
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	75
<b>証券化エクスポージャーに関する事項</b>	<b>76</b>
リスク管理の方針及びリスク特性の概要	76
体制の整備及びその運用状況の概要	76
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	76
証券化取引に関する会計方針	76
証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	76
内部評価方式の概要	76
当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	77
当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	77
<b>オペレーショナル・リスクに関する事項</b>	<b>79</b>
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	79
<b>出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項</b>	<b>79</b>
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	79
出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	80
出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	80
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	80
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	80
<b>リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項</b>	<b>81</b>
信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について	81
<b>金利リスクに関する事項</b>	<b>82</b>
リスク管理の方針及び手続の概要	82
金利リスクの算定手法の概要	82
ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	83
金利リスクに関する事項	83

## 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	5,163	6,356	貯金	3,221,119	3,208,075
預け金	2,129,392	2,074,161	当座貯金	14,675	15,900
系統預け金	2,127,961	2,072,730	普通貯金	6,447	5,982
系統外預け金	1,431	1,431	貯蓄貯金	0	0
金銭の信託	152,246	165,344	通知貯金	23,000	15,100
有価証券	768,309	784,062	別段貯金	5,202	625
国債	303,803	303,623	定期貯金	3,171,776	3,170,447
地方債	23,330	20,377	定期積金	18	18
政府保証債	16,238	10,135	借用金	153,700	120,800
社債	70,195	69,286	代理業務勘定	0	0
外国証券	69,974	68,023	その他負債	2,371	2,340
株式	15,461	16,174	未払法人税等	475	542
受益証券	269,306	296,441	貯金利息諸税その他	42	28
貸出金	408,834	396,141	従業員預り金	245	251
手形貸付	460	747	仮受金	0	2
証書貸付	261,938	259,213	その他の負債	0	0
当座貸越	5,689	1,349	未払費用	1,572	1,484
金融機関貸付	140,746	134,830	前受収益	1	1
その他資産	11,784	3,814	未決済為替借	33	30
従業員貸付金	99	85	諸引当金	8,048	8,217
差入保証金	1	1	相互援助積立金	6,059	6,193
仮払金	120	18	賞与引当金	85	86
その他の資産	8,576	1,021	退職給付引当金	1,879	1,905
未収還付法人税等	638	450	役員退職慰労引当金	24	32
未収収益	2,332	2,223	繰延税金負債	6,798	5,865
前払費用	8	9	債務保証	1,124	1,163
未決済為替貸	5	6	負債の部合計	3,393,163	3,346,463
有形固定資産	5,401	5,673	(純資産の部)		
建物	1,502	1,764	出資金	165,627	165,627
土地	3,797	3,797	(うち後配出資金)	(109,037)	(109,037)
その他の有形固定資産	101	111	利益剰余金	62,903	66,235
無形固定資産	118	107	利益準備金	16,780	17,930
ソフトウェア	112	100	その他利益剰余金	46,123	48,305
その他の無形固定資産	6	6	新JABIL建設目的積立金	2,400	4,400
外部出資	162,161	162,161	特別積立金	26,000	26,000
系統出資	159,084	159,084	当期末処分剰余金	17,723	17,905
系統外出資	2,999	2,999	(うち当期剰余金)	(5,702)	(5,878)
子会社等出資	78	78	会員資本合計	228,531	231,862
債務保証見返	1,124	1,163	その他有価証券評価差額金	21,352	18,721
貸倒引当金	△1,489	△1,939	評価・換算差額等合計	21,352	18,721
資産の部合計	3,643,047	3,597,047	純資産の部合計	249,883	250,583
			負債及び純資産の部合計	3,643,047	3,597,047

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	27,650	27,669
資金運用収益	20,821	21,056
貸出金利	2,574	2,535
預け金利息	155	48
有価証券利息配当	6,888	7,036
その他の受取利息	11,202	11,436
(うち受取奨励金)	10,669	9,892
(うち受取特別配当金)	532	1,542
役員取引等収益	161	151
受入為替手数料	55	55
その他の受入手数	105	96
その他の事業収益	2,168	2,168
受取助成金	0	0
その他の事業収益	2,167	2,168
その他の経常収益	4,499	4,293
貸倒引当金戻入	180	-
償却債権取立	0	3
株式等売却益	945	310
金銭の信託運用	3,231	3,862
その他の経常収益	141	117
経常費用	20,860	20,192
資金調達費用	16,575	16,222
貯金利息	302	135
借入金利息	0	0
その他の支払利息	16,272	16,087
(うち支払奨励金)	16,270	16,086
役員取引等費用	183	205
支払為替手数料	9	9
その他の支払手数料	173	195
その他の役員取引等費用	0	0
その他の事業費用	604	0
支払助成金	0	0
経常費用	603	-
経常費用	3,044	3,065
人物案件	1,549	1,509
人物税	1,347	1,406
その他経常費用	147	149
貸倒引当金繰入	454	699
相互援助積立繰入	-	499
株式等売却損	131	134
株式等償却	169	31
株式等償却	122	-
金銭の信託運用損	18	31
その他の経常費用	11	2
経常利益	6,789	7,476
特別利益	145	-
特別損失	145	-
特別損失	5	13
特別損失	5	13
税引前当期利益	6,929	7,463
法人税、住民税及び事業税	1,330	1,520
法人税等調整額	△104	64
法人税等調整額	1,226	1,585
当期首繰越剰余金	5,702	5,878
当期首繰越剰余金	12,021	12,026
当期末繰越剰余金	17,723	17,905

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	6,929	7,463
減価償却費	128	157
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	△ 240	450
退職給付引当金の増加額 (△は減少)	△ 223	25
その他の引当金・積立金の増加額(△は減少)	109	143
資金運用収益	△ 20,821	△ 21,056
資金調達費用	16,575	16,222
有価証券関係損益 (△は益)	△ 83	△ 312
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 3,212	△ 3,830
固定資産処分損益 (△は益)	—	13
貸出金の純増 (△) 減	4,328	12,693
預け金の純増 (△) 減	79,000	1,000
貯金の純増減 (△)	35,112	△ 13,044
借入金の純増減 (△)	△ 17,700	△ 32,899
事業分量配当金の支払額	△ 1,173	△ 935
その他	△ 605	266
資金運用による収入	24,224	25,099
資金調達による支出	△ 16,649	△ 16,323
小 計	105,696	△ 24,879
法人税等の支払額	△ 1,273	△ 1,454
事業活動によるキャッシュ・フロー	104,422	△ 26,333
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 106,149	△ 67,952
有価証券の売却による収入	57	8,385
有価証券の償還による収入	57,102	47,435
金銭の信託の増加による支出	△ 14,709	△ 12,528
金銭の信託の減少による収入	3	—
固定資産の取得による支出	△ 382	△ 431
固定資産の売却による収入	441	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 63,635	△ 25,091
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 1,482	△ 1,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,482	△ 1,612
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	39,305	△ 53,037
5 現金及び現金同等物の期首残高	80,047	119,352
6 現金及び現金同等物の期末残高	119,352	66,314

## 経費の内訳

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
人件費	1,549	1,509
役員報酬	73	73
給料手当	1,073	1,053
うち賞与引当金繰入額	85	86
福利厚生費	226	244
退職給付費用	162	130
役員退職慰労金	5	—
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物件費	1,347	1,406
事業推進費	143	160
債権管理費	1	1
旅費交通費	4	7
業務費	453	457
負担金	223	257
施設費	504	505
雑費	17	16
税金	147	149
経費合計	3,044	3,065

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	17,723	17,905
2 剰余金処分額	5,697	6,139
(1) 利益準備金	1,150	1,200
(2) 任意積立金	2,000	2,300
新J Aビル建設目的積立金	2,000	—
施設整備積立金	—	600
SDGs支援積立金	—	500
特別積立金	—	1,200
(3) 出資配当金	1,612	1,612
普通出資に対する配当金	848	848
後配出資に対する配当金	763	763
(4) 事業の利用分量に対する配当金	935	1,027
3 次期繰越剰余金	12,026	11,766

(注1) 令和2年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年0.7%です。

令和3年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年0.7%です。

(注2) 事業の利用分量に対する配当金の基準は、次のとおりです。

令和2年度 定期貯金  $\left( \begin{array}{l} \text{定期貯金担保貸出金相当額及び中途} \\ \text{解約定期貯金を除くネット貯金} \end{array} \right)$  年間平均残高に対し年0.0300%令和3年度 定期貯金  $\left( \begin{array}{l} \text{定期貯金担保貸出金相当額及び中途} \\ \text{解約定期貯金を除くネット貯金} \end{array} \right)$  年間平均残高に対し年0.0330%

(注3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

(単位：百万円)

名称	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額
新J Aビル建設目的積立金	新J Aビル建設に要する資金準備目的として設定する。	4,400	新J Aビル建設に係る費用について、必要に応じ当該費用に見合う額を取り崩す。	—
施設整備積立金	大里分館の経年劣化に伴う建替えに備えて積み立てる。	1,300	施設取得時等に経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要額を取り崩す。	600
SDGs支援積立金	環境保全並びに持続可能な地域社会への貢献等を目的とした資金支出に備えて積み立てる。	500	資金支出時等に経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要額を取り崩す。	500

注記表

区分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)
1. 重要な会計方針に関する事項	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券 ・時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>・時価を把握することが極めて困難と認められるもの なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p style="margin-left: 20px;">建 物 17年～50年 そ の 他 3年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成9年4月15日 最終改訂 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当し、これらの債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は109百万円です。</p>	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券 ・時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>・時価を把握することが極めて困難と認められるもの なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p style="margin-left: 20px;">建 物 17年～50年 そ の 他 3年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成9年4月15日最終改訂 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当し、これらの債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107百万円です。</p>

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

区 分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																																										
	<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「埼玉県」Aバンク支援制度要領に基づき、「Aバンク」の信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>	<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「埼玉県」Aバンク支援制度要領に基づき、「Aバンク」の信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>																																										
2. 会計方針の変更に関する事項		<p>(1) 「時価の算定に関する会計基準(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>(2) 「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。</p>																																										
3. 表示方法の変更に関する事項	(1) 農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を適用し、当年度より貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「3. 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。																																											
4. 会計上の見積りに関する事項	<p>会計上の見積りにより当年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 1,489百万円</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」[(6)引当金の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>会計上の見積りにより当年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 1,939百万円</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」[(6)引当金の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>																																										
5. 貸借対照表に関する事項	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,359百万円です。</p> <p>(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。</p> <p>(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>39百万円</td> <td>72百万円</td> <td>111百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統外定期預け金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金60,000百万円、有価証券2,986百万円を差し入れています。</p> <p>(5) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計124,328百万円含まれております。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債権の総額は80百万円です。</p> <p>(7) 子会社等に対する金銭債務の総額は246百万円です。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は50百万円、延滞債権額は689百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	39百万円	72百万円	111百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,200百万円	担保資産に対応する債務		借入金	0百万円	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,333百万円です。</p> <p>(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。</p> <p>(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>36百万円</td> <td>51百万円</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統外定期預け金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金70,000百万円、有価証券2,987百万円を差し入れています。</p> <p>(5) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計123,706百万円含まれております。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債権の総額は40百万円です。</p> <p>(7) 子会社等に対する金銭債務の総額は462百万円です。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>919百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>1,056百万円</td> </tr> </table>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	36百万円	51百万円	87百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,200百万円	担保資産に対応する債務		借入金	0百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	137百万円	危険債権額	919百万円	三月以上延滞債権額	-	貸出条件緩和債権	-	合計額	1,056百万円
	1年以内	1年超	合計																																									
オペレーティング・リース	39百万円	72百万円	111百万円																																									
担保に供している資産																																												
系統外定期預け金	1,200百万円																																											
担保資産に対応する債務																																												
借入金	0百万円																																											
	1年以内	1年超	合計																																									
オペレーティング・リース	36百万円	51百万円	87百万円																																									
担保に供している資産																																												
系統外定期預け金	1,200百万円																																											
担保資産に対応する債務																																												
借入金	0百万円																																											
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	137百万円																																											
危険債権額	919百万円																																											
三月以上延滞債権額	-																																											
貸出条件緩和債権	-																																											
合計額	1,056百万円																																											

区分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																
	<p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は739百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,759百万円です。</p> <p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金57,382百万円が含まれています。</p>	<p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,918百万円です。</p> <p>(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金57,382百万円が含まれています。</p>																
<p>6. 損益計算書に関する事項</p>	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>168百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円	うち事業取引高	67百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	168百万円	うち事業取引高	168百万円	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>176百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円	うち事業取引高	67百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	176百万円	うち事業取引高	176百万円
(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円																	
うち事業取引高	67百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	168百万円																	
うち事業取引高	168百万円																	
(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円																	
うち事業取引高	67百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	176百万円																	
うち事業取引高	176百万円																	
<p>7. 金融商品に関する事項</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJ A、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、18.44%は物品質貸業に対するものであり、当該物品質貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭外信託及び指定金銭外信託により運用しており、その構成資産は、外貨建ての外国証券(米国公債、豪州国債)、投資信託等であり、その他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金等です。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事等会等に報告しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJ A、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、17.35%は物品質貸業に対するものであり、当該物品質貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭外信託及び指定金銭外信託により運用しており、その構成資産は、外貨建ての外国証券(米国公債、豪州国債)、投資信託等であり、その他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金等です。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事等会等に報告しています。</p>																

区分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																																																																																																																
	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごと管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で50,972百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>2,129,392</td> <td>2,129,417</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>152,246</td> <td>152,246</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  満期保有目的の債券</td> <td>207,279</td> <td>213,808</td> <td>6,528</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>561,030</td> <td>561,030</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>408,933</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>1,489</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>407,444</td> <td>409,818</td> <td>2,373</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,457,393</td> <td>3,466,321</td> <td>8,927</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>3,221,119</td> <td>3,221,191</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>153,700</td> <td>153,700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,374,820</td> <td>3,374,891</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金99百万円を含んで表示しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	2,129,392	2,129,417	24	金銭の信託				その他の金銭の信託	152,246	152,246	—	有価証券				満期保有目的の債券	207,279	213,808	6,528	その他有価証券	561,030	561,030	—	貸出金	408,933			貸倒引当金	1,489			貸倒引当金控除後	407,444	409,818	2,373	資産計	3,457,393	3,466,321	8,927	貯金	3,221,119	3,221,191	71	借入金	153,700	153,700	—	負債計	3,374,820	3,374,891	71	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で44,697百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>2,074,161</td> <td>2,074,179</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>165,344</td> <td>165,344</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  満期保有目的の債券</td> <td>204,249</td> <td>208,008</td> <td>3,758</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>579,813</td> <td>579,813</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>396,141</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>1,939</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>394,201</td> <td>395,357</td> <td>1,155</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,417,769</td> <td>3,422,702</td> <td>4,932</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>3,208,075</td> <td>3,208,133</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>120,800</td> <td>120,784</td> <td>△15</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,328,876</td> <td>3,328,918</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	2,074,161	2,074,179	18	金銭の信託				その他の金銭の信託	165,344	165,344	—	有価証券				満期保有目的の債券	204,249	208,008	3,758	その他有価証券	579,813	579,813	—	貸出金	396,141			貸倒引当金	1,939			貸倒引当金控除後	394,201	395,357	1,155	資産計	3,417,769	3,422,702	4,932	貯金	3,208,075	3,208,133	58	借入金	120,800	120,784	△15	負債計	3,328,876	3,328,918	42
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	2,129,392	2,129,417	24																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	152,246	152,246	—																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	207,279	213,808	6,528																																																																																																															
その他有価証券	561,030	561,030	—																																																																																																															
貸出金	408,933																																																																																																																	
貸倒引当金	1,489																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	407,444	409,818	2,373																																																																																																															
資産計	3,457,393	3,466,321	8,927																																																																																																															
貯金	3,221,119	3,221,191	71																																																																																																															
借入金	153,700	153,700	—																																																																																																															
負債計	3,374,820	3,374,891	71																																																																																																															
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	2,074,161	2,074,179	18																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	165,344	165,344	—																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	204,249	208,008	3,758																																																																																																															
その他有価証券	579,813	579,813	—																																																																																																															
貸出金	396,141																																																																																																																	
貸倒引当金	1,939																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	394,201	395,357	1,155																																																																																																															
資産計	3,417,769	3,422,702	4,932																																																																																																															
貯金	3,208,075	3,208,133	58																																																																																																															
借入金	120,800	120,784	△15																																																																																																															
負債計	3,328,876	3,328,918	42																																																																																																															

区 分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																																																																																																		
	<p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額 外部出資 162,161百万円</p> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>2,129,392</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td>34,520</td> <td>70,408</td> <td>107,799</td> <td>25,726</td> <td>21,726</td> <td>453,305</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>5,220</td> <td>7,426</td> <td>7,726</td> <td>13,226</td> <td>21,226</td> <td>153,061</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>29,300</td> <td>62,982</td> <td>100,073</td> <td>12,500</td> <td>500</td> <td>300,243</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>66,908</td> <td>48,290</td> <td>65,311</td> <td>34,411</td> <td>45,580</td> <td>148,331</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,230,821</td> <td>118,699</td> <td>173,111</td> <td>60,137</td> <td>67,307</td> <td>601,636</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 3,269百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金57,382百万円については「5年超」に含めております。 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	2,129,392	-	-	-	-	-	有 価 証 券	34,520	70,408	107,799	25,726	21,726	453,305	満期保有目的の債券	5,220	7,426	7,726	13,226	21,226	153,061	その他有価証券のうち満期があるもの	29,300	62,982	100,073	12,500	500	300,243	貸 出 金	66,908	48,290	65,311	34,411	45,580	148,331	合 計	2,230,821	118,699	173,111	60,137	67,307	601,636	<p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Oversight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 有価証券については、主に上場株式や国債については、活かな市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。 また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額 外部出資 162,161百万円</p> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>2,074,161</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td>70,438</td> <td>105,190</td> <td>26,226</td> <td>21,726</td> <td>37,363</td> <td>471,521</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>7,426</td> <td>7,726</td> <td>13,726</td> <td>21,226</td> <td>12,826</td> <td>141,635</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>63,012</td> <td>97,464</td> <td>12,500</td> <td>500</td> <td>24,537</td> <td>329,885</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>57,834</td> <td>72,418</td> <td>36,756</td> <td>51,336</td> <td>44,568</td> <td>133,227</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,202,434</td> <td>177,608</td> <td>62,982</td> <td>73,062</td> <td>81,932</td> <td>604,748</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 139百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金57,382百万円については「5年超」に含めております。 2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	2,074,161	-	-	-	-	-	有 価 証 券	70,438	105,190	26,226	21,726	37,363	471,521	満期保有目的の債券	7,426	7,726	13,726	21,226	12,826	141,635	その他有価証券のうち満期があるもの	63,012	97,464	12,500	500	24,537	329,885	貸 出 金	57,834	72,418	36,756	51,336	44,568	133,227	合 計	2,202,434	177,608	62,982	73,062	81,932	604,748
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	2,129,392	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券	34,520	70,408	107,799	25,726	21,726	453,305																																																																																														
満期保有目的の債券	5,220	7,426	7,726	13,226	21,226	153,061																																																																																														
その他有価証券のうち満期があるもの	29,300	62,982	100,073	12,500	500	300,243																																																																																														
貸 出 金	66,908	48,290	65,311	34,411	45,580	148,331																																																																																														
合 計	2,230,821	118,699	173,111	60,137	67,307	601,636																																																																																														
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	2,074,161	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券	70,438	105,190	26,226	21,726	37,363	471,521																																																																																														
満期保有目的の債券	7,426	7,726	13,726	21,226	12,826	141,635																																																																																														
その他有価証券のうち満期があるもの	63,012	97,464	12,500	500	24,537	329,885																																																																																														
貸 出 金	57,834	72,418	36,756	51,336	44,568	133,227																																																																																														
合 計	2,202,434	177,608	62,982	73,062	81,932	604,748																																																																																														

区 分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯 金</td> <td>3,220,708</td> <td>211</td> <td>191</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>32,900</td> <td>65,000</td> <td>55,800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,253,609</td> <td>65,211</td> <td>55,991</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	3,220,708	211	191	4	3	-	借 用 金	32,900	65,000	55,800	-	-	-	合 計	3,253,609	65,211	55,991	4	3	-	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯 金</td> <td>3,207,628</td> <td>169</td> <td>273</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>65,000</td> <td>55,800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,272,629</td> <td>55,969</td> <td>273</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	3,207,628	169	273	3	0	-	借 用 金	65,000	55,800	-	-	-	-	合 計	3,272,629	55,969	273	3	0	-																																																																																																																																																																																																												
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																																
貯 金	3,220,708	211	191	4	3	-																																																																																																																																																																																																																																																																
借 用 金	32,900	65,000	55,800	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																
合 計	3,253,609	65,211	55,991	4	3	-																																																																																																																																																																																																																																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																																
貯 金	3,207,628	169	273	3	0	-																																																																																																																																																																																																																																																																
借 用 金	65,000	55,800	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																
合 計	3,272,629	55,969	273	3	0	-																																																																																																																																																																																																																																																																
8. 有価証券に関する事項	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>国 債</td> <td>62,009</td> <td>67,091</td> <td>5,082</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>10,189</td> <td>10,452</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>53,999</td> <td>54,682</td> <td>683</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>54,585</td> <td>55,448</td> <td>862</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>180,783</td> <td>187,675</td> <td>6,891</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>社 債</td> <td>16,196</td> <td>15,955</td> <td>△ 240</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>10,300</td> <td>10,178</td> <td>△ 121</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>26,496</td> <td>26,133</td> <td>△ 362</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>207,279</td> <td>213,808</td> <td>6,528</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式 債 券</td> <td>14,676</td> <td>7,779</td> <td>6,896</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>186,763</td> <td>183,322</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>11,944</td> <td>11,799</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>16,238</td> <td>15,998</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>4,090</td> <td>4,000</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>189,409</td> <td>171,956</td> <td>17,453</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>423,121</td> <td>394,857</td> <td>28,264</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式 債 券</td> <td>785</td> <td>874</td> <td>△ 89</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>55,030</td> <td>56,074</td> <td>△ 1,043</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>1,196</td> <td>1,200</td> <td>△ 3</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>999</td> <td>1,000</td> <td>△ 0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>79,897</td> <td>83,100</td> <td>△ 3,202</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>137,908</td> <td>142,248</td> <td>△ 4,339</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>561,030</td> <td>537,105</td> <td>23,924</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債6,526百万円を差し引いた金額17,398百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。 当期における減損処理額726百万円（うち、社債603百万円、株式122百万円）であります。 なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株 式</td> <td>202百万円</td> <td>77百万円</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7,393</td> <td>868</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7,595</td> <td>945</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	62,009	67,091	5,082	地 方 債	10,189	10,452	262	社 債	53,999	54,682	683	外 国 証 券	54,585	55,448	862	小 計	180,783	187,675	6,891	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	16,196	15,955	△ 240	外 国 証 券	10,300	10,178	△ 121	小 計	26,496	26,133	△ 362	合 計		207,279	213,808	6,528		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	14,676	7,779	6,896	国 債	186,763	183,322	3,440	地 方 債	11,944	11,799	144	政府保証債	16,238	15,998	239	外 国 証 券	4,090	4,000	90	そ の 他	189,409	171,956	17,453	小 計	423,121	394,857	28,264	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	785	874	△ 89	国 債	55,030	56,074	△ 1,043	地 方 債	1,196	1,200	△ 3	外 国 証 券	999	1,000	△ 0	そ の 他	79,897	83,100	△ 3,202	小 計	137,908	142,248	△ 4,339	合 計		561,030	537,105	23,924		売却額	売却益	売却損	株 式	202百万円	77百万円	54百万円	債 券	-	-	-	その他	7,393	868	115	合 計	7,595	945	169	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>国 債</td> <td>62,006</td> <td>65,746</td> <td>3,739</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>5,099</td> <td>5,162</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>46,586</td> <td>47,072</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>30,600</td> <td>30,914</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>144,292</td> <td>148,895</td> <td>4,602</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>地 方 債</td> <td>4,868</td> <td>4,858</td> <td>△ 10</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>22,700</td> <td>22,437</td> <td>△ 262</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>32,387</td> <td>31,816</td> <td>△ 570</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>59,956</td> <td>59,112</td> <td>△ 843</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>204,249</td> <td>208,008</td> <td>3,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式 債 券</td> <td>15,115</td> <td>7,402</td> <td>7,712</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>164,950</td> <td>163,351</td> <td>1,599</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>6,633</td> <td>6,599</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>10,135</td> <td>10,000</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>4,047</td> <td>4,000</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>202,198</td> <td>180,978</td> <td>21,219</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>403,081</td> <td>372,333</td> <td>30,748</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式 債 券</td> <td>1,058</td> <td>1,149</td> <td>△ 90</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>76,666</td> <td>79,838</td> <td>△ 3,172</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>3,774</td> <td>3,800</td> <td>△ 25</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>988</td> <td>1,000</td> <td>△ 11</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>94,243</td> <td>101,996</td> <td>△ 7,753</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>176,731</td> <td>187,785</td> <td>△ 11,053</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>579,813</td> <td>560,118</td> <td>19,694</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債5,362百万円を差し引いた金額14,332百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株 式</td> <td>70百万円</td> <td>-</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>777</td> <td>310</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>847</td> <td>310</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	62,006	65,746	3,739	地 方 債	5,099	5,162	62	社 債	46,586	47,072	486	外 国 証 券	30,600	30,914	314	小 計	144,292	148,895	4,602	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	4,868	4,858	△ 10	社 債	22,700	22,437	△ 262	外 国 証 券	32,387	31,816	△ 570	小 計	59,956	59,112	△ 843	合 計		204,249	208,008	3,758		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	15,115	7,402	7,712	国 債	164,950	163,351	1,599	地 方 債	6,633	6,599	33	政府保証債	10,135	10,000	135	外 国 証 券	4,047	4,000	47	そ の 他	202,198	180,978	21,219	小 計	403,081	372,333	30,748	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	1,058	1,149	△ 90	国 債	76,666	79,838	△ 3,172	地 方 債	3,774	3,800	△ 25	外 国 証 券	988	1,000	△ 11	そ の 他	94,243	101,996	△ 7,753	小 計	176,731	187,785	△ 11,053	合 計		579,813	560,118	19,694		売却額	売却益	売却損	株 式	70百万円	-	31百万円	債 券	-	-	-	その他	777	310	-	合 計	847	310	31
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	62,009	67,091	5,082																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	10,189	10,452	262																																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	53,999	54,682	683																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	54,585	55,448	862																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	180,783	187,675	6,891																																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	16,196	15,955	△ 240																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	10,300	10,178	△ 121																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	26,496	26,133	△ 362																																																																																																																																																																																																																																																																		
合 計		207,279	213,808	6,528																																																																																																																																																																																																																																																																		
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	14,676	7,779	6,896																																																																																																																																																																																																																																																																		
	国 債	186,763	183,322	3,440																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	11,944	11,799	144																																																																																																																																																																																																																																																																		
	政府保証債	16,238	15,998	239																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	4,090	4,000	90																																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	189,409	171,956	17,453																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	423,121	394,857	28,264																																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	785	874	△ 89																																																																																																																																																																																																																																																																		
	国 債	55,030	56,074	△ 1,043																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	1,196	1,200	△ 3																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	999	1,000	△ 0																																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	79,897	83,100	△ 3,202																																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	137,908	142,248	△ 4,339																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計		561,030	537,105	23,924																																																																																																																																																																																																																																																																		
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																																																																																																			
株 式	202百万円	77百万円	54百万円																																																																																																																																																																																																																																																																			
債 券	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他	7,393	868	115																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計	7,595	945	169																																																																																																																																																																																																																																																																			
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	62,006	65,746	3,739																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	5,099	5,162	62																																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	46,586	47,072	486																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	30,600	30,914	314																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	144,292	148,895	4,602																																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	4,868	4,858	△ 10																																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	22,700	22,437	△ 262																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	32,387	31,816	△ 570																																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	59,956	59,112	△ 843																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計		204,249	208,008	3,758																																																																																																																																																																																																																																																																		
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	15,115	7,402	7,712																																																																																																																																																																																																																																																																		
	国 債	164,950	163,351	1,599																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	6,633	6,599	33																																																																																																																																																																																																																																																																		
	政府保証債	10,135	10,000	135																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	4,047	4,000	47																																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	202,198	180,978	21,219																																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	403,081	372,333	30,748																																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	1,058	1,149	△ 90																																																																																																																																																																																																																																																																		
	国 債	76,666	79,838	△ 3,172																																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	3,774	3,800	△ 25																																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	988	1,000	△ 11																																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	94,243	101,996	△ 7,753																																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	176,731	187,785	△ 11,053																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計		579,813	560,118	19,694																																																																																																																																																																																																																																																																		
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																																																																																																			
株 式	70百万円	-	31百万円																																																																																																																																																																																																																																																																			
債 券	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他	777	310	-																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計	847	310	31																																																																																																																																																																																																																																																																			

区 分	令和2年度 (自2020年4月1日～至2021年3月31日)	令和3年度 (自2021年4月1日～至2022年3月31日)																																																																																																												
9. 金銭の信託に関する事項	<p>(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>① その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>152,246百万円</td> <td>146,785百万円</td> <td>5,461百万円</td> <td>5,867百万円</td> <td>405百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債1,507百万円を差し引いた金額3,954百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	152,246百万円	146,785百万円	5,461百万円	5,867百万円	405百万円	<p>(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>① その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>165,344百万円</td> <td>159,282百万円</td> <td>6,061百万円</td> <td>7,289百万円</td> <td>1,228百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債1,673百万円を差し引いた金額4,388百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	165,344百万円	159,282百万円	6,061百万円	7,289百万円	1,228百万円																																																																																				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																									
その他の金銭の信託	152,246百万円	146,785百万円	5,461百万円	5,867百万円	405百万円																																																																																																									
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																									
その他の金銭の信託	165,344百万円	159,282百万円	6,061百万円	7,289百万円	1,228百万円																																																																																																									
10. 退職給付に関する事項	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>2,103百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△380百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>1,879百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 156百万円</p> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。 また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、185百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	2,103百万円	退職給付費用	156百万円	退職給付の支払額	△380百万円	期末における退職給付引当金	1,879百万円	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>1,879百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△107百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>1,905百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 130百万円</p> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。 また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、164百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	1,879百万円	退職給付費用	130百万円	退職給付の支払額	△107百万円	その他	2百万円	期末における退職給付引当金	1,905百万円																																																																																										
期首における退職給付引当金	2,103百万円																																																																																																													
退職給付費用	156百万円																																																																																																													
退職給付の支払額	△380百万円																																																																																																													
期末における退職給付引当金	1,879百万円																																																																																																													
期首における退職給付引当金	1,879百万円																																																																																																													
退職給付費用	130百万円																																																																																																													
退職給付の支払額	△107百万円																																																																																																													
その他	2百万円																																																																																																													
期末における退職給付引当金	1,905百万円																																																																																																													
11. 税効果会計に関する事項	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>1,672百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>373百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td>298百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>81百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,220百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,981百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>1,239百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△8,033百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△8,038百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△6,798百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.60%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△4.84%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△3.72%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△1.47%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>17.70%</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		相互援助積立金超過額	1,672百万円	退職給付引当金超過額	518百万円	未払奨励金	373百万円	有価証券評価損	298百万円	貸倒引当金超過額	178百万円	未払事業税	81百万円	減価償却超過額	49百万円	賞与引当金超過額	23百万円	その他	23百万円	繰延税金資産小計	3,220百万円	評価性引当額	△1,981百万円	繰延税金資産合計(A)	1,239百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△8,033百万円	その他	△4百万円	繰延税金負債合計(B)	△8,038百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△6,798百万円	法定実効税率	27.60%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.84%	事業分量配当金	△3.72%	評価性引当額の増減	△1.47%	住民税均等割等	0.06%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%	その他	0.03%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.70%	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金</td> <td>1,709百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>525百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>368百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td>218百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,294百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△2,119百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>1,174百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△7,035百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△7,040百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△5,865百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.60%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△4.54%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△3.79%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.85%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>21.23%</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		相互援助積立金	1,709百万円	退職給付引当金	525百万円	未払奨励金	368百万円	貸倒引当金	276百万円	有価証券評価損	218百万円	未払事業税	93百万円	減価償却超過額	47百万円	賞与引当金	23百万円	その他	29百万円	繰延税金資産小計	3,294百万円	評価性引当額	△2,119百万円	繰延税金資産合計(A)	1,174百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△7,035百万円	その他	△4百万円	繰延税金負債合計(B)	△7,040百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△5,865百万円	法定実効税率	27.60%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.54%	事業分量配当金	△3.79%	評価性引当額の増減	1.85%	住民税均等割等	0.05%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.23%
繰延税金資産																																																																																																														
相互援助積立金超過額	1,672百万円																																																																																																													
退職給付引当金超過額	518百万円																																																																																																													
未払奨励金	373百万円																																																																																																													
有価証券評価損	298百万円																																																																																																													
貸倒引当金超過額	178百万円																																																																																																													
未払事業税	81百万円																																																																																																													
減価償却超過額	49百万円																																																																																																													
賞与引当金超過額	23百万円																																																																																																													
その他	23百万円																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,220百万円																																																																																																													
評価性引当額	△1,981百万円																																																																																																													
繰延税金資産合計(A)	1,239百万円																																																																																																													
繰延税金負債																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	△8,033百万円																																																																																																													
その他	△4百万円																																																																																																													
繰延税金負債合計(B)	△8,038百万円																																																																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△6,798百万円																																																																																																													
法定実効税率	27.60%																																																																																																													
(調整)																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.84%																																																																																																													
事業分量配当金	△3.72%																																																																																																													
評価性引当額の増減	△1.47%																																																																																																													
住民税均等割等	0.06%																																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%																																																																																																													
その他	0.03%																																																																																																													
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.70%																																																																																																													
繰延税金資産																																																																																																														
相互援助積立金	1,709百万円																																																																																																													
退職給付引当金	525百万円																																																																																																													
未払奨励金	368百万円																																																																																																													
貸倒引当金	276百万円																																																																																																													
有価証券評価損	218百万円																																																																																																													
未払事業税	93百万円																																																																																																													
減価償却超過額	47百万円																																																																																																													
賞与引当金	23百万円																																																																																																													
その他	29百万円																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,294百万円																																																																																																													
評価性引当額	△2,119百万円																																																																																																													
繰延税金資産合計(A)	1,174百万円																																																																																																													
繰延税金負債																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	△7,035百万円																																																																																																													
その他	△4百万円																																																																																																													
繰延税金負債合計(B)	△7,040百万円																																																																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△5,865百万円																																																																																																													
法定実効税率	27.60%																																																																																																													
(調整)																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.54%																																																																																																													
事業分量配当金	△3.79%																																																																																																													
評価性引当額の増減	1.85%																																																																																																													
住民税均等割等	0.05%																																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%																																																																																																													
その他	0.02%																																																																																																													
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.23%																																																																																																													
12. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金です。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。</p>																																																																																																												

## 財務諸表の適正性等にかかる確認

# 確 認 書

1. 私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月1日

埼玉県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 松本俊一

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

## 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

## 貯 金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	55,394 ( 1.7)	61,725 ( 1.8)	6,331
定期性貯金	3,171,431 ( 98.2)	3,193,448 ( 98.0)	22,017
その他の貯金	1,540 ( 0.0)	1,582 ( 0.0)	42
小 計	3,228,366 ( 100.0)	3,256,756 ( 100.0)	28,390
譲渡性貯金	— ( —)	— ( —)	—
合 計	3,228,366 ( 100.0)	3,256,756 ( 100.0)	28,390

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	3,171,776 ( 100.0)	3,170,447 ( 100.0)	△1,329
うち固定金利定期	3,171,776 ( 100.0)	3,170,447 ( 100.0)	△1,329
うち変動金利定期	— ( —)	— ( —)	—

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 貸 出 金

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付	446	539	93
証書貸付	405,670	398,254	△7,416
当座貸越	3,358	2,413	△945
合 計	409,475	401,207	△8,268

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	270,071 ( 66.1)	255,152 ( 64.4)	△14,919
変動金利貸出	138,763 ( 33.9)	140,988 ( 35.5)	2,225
合 計	408,834 (100.0)	396,141 (100.0)	△12,693

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
担 保 計	3,174	3,191	17
貯金・定期積金等	187	177	△10
有価証券	866	866	0
動 産	—	—	—
不 動 産	1,741	1,792	51
その他担保物	380	355	△25
保 証 計	730	644	△86
農業信用基金協会保証	68	67	△1
その他保証	661	577	△84
信 用	404,929	392,305	△12,624
合 計	408,834	396,141	△12,693

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
担 保 計	1,124	1,163	39
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,062	1,114	51
その他保証	62	49	△12
信 用	—	—	—
合 計	1,124	1,163	39

(注) その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
設備資金	4,961 ( 1.2)	4,781 ( 1.2)	△180
運転資金	403,872 ( 98.8)	391,359 ( 98.8)	△12,513
合 計	408,834 (100.0)	396,141 (100.0)	△12,693

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	12.6	12.3	△0.3
	期 中 平 均	12.6	12.3	△0.3
貯 証 率	期 末	23.1	23.8	0.7
	期 中 平 均	22.7	23.3	0.6

(注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100

(注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100

(注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100

(注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 貸出金の業種別残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農 業	147 ( 0.0)	200 ( 0.0)	53
林 業	— ( —)	— ( —)	—
水 産 業	— ( —)	— ( —)	—
製 造 業	50,311 ( 12.3)	50,473 ( 12.7)	162
鉱 業	— ( —)	— ( —)	—
建 設 業	2,240 ( 0.5)	2,840 ( 0.7)	600
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,290 ( 0.5)	2,290 ( 0.5)	0
運 輸 ・ 通 信 業	24,382 ( 5.9)	23,745 ( 5.9)	△637
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	15,038 ( 3.6)	13,533 ( 3.4)	△1,505
金 融 ・ 保 険 業	175,312 ( 42.8)	166,720 ( 42.0)	△8,592
不 動 産 業	10,298 ( 2.5)	10,504 ( 2.6)	206
サ ー ビ ス 業	77,102 ( 18.8)	70,074 ( 17.6)	△7,028
地 方 公 共 団 体	51,657 ( 12.6)	55,725 ( 14.0)	4,068
そ の 他	51 ( 0.0)	32 ( 0.0)	△19
合 計	408,834 (100.0)	396,141 (100.0)	△12,693

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

### 【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農 業	1,956	1,952	△4
穀 作	—	23	23
野 菜 ・ 園 芸	121	108	△13
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	14	13	△1
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	41	21	△20
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	1,778	1,786	8
農 業 関 連 団 体 等	20	20	0
合 計	1,976	1,972	△4

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者、農業関連事業を行う法人等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### 【資金種類別】

#### ○貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,976	1,972	△4
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,976	1,972	△4

(注1) プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

#### ○受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	8,286	8,658	372
そ の 他	—	—	—
合 計	8,286	8,658	372

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）に係る資金をいいます。

## 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和2年度	令和3年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫	農 林 水 産 事 業	8,658	371
	国 民 生 活 事 業	34	△7
住 宅 金 融 支 援 機 構	4,669	4,172	△497
福 祉 医 療 機 構	10	9	△1
合 計	13,001	12,867	△134

農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和2年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	61	137	76
危険債権	699	919	220
要管理債権	-	-	-
（うち三月以上延滞債権）	-	-	-
（うち貸出条件緩和債権）	-	-	-
小計	760	1,056	296
正常債権	419,345	406,386	△ 12,959
開示対象債権合計	420,106	407,443	△ 12,663

- (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 要管理債権  
農業協同組合法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- (注4) 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- (注5) 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- (注6) 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1) から (注5) までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【農業協同組合法及び金融再生法の開示債権区分に基づく保全状況】

(単位：百万円，%)

債権区分	債権額 (A)	保全額			保全率
		担保・保証等	貸倒引当金	合計 (B)	
令和2年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	61	0	61	61	100.00
危険債権	699	115	553	669	95.69
要管理債権	-	-	-	-	-
（うち三月以上延滞債権）	-	-	-	-	-
（うち貸出条件緩和債権）	-	-	-	-	-
小計 (C)	760	115	615	730	96.04
正常債権	419,345				
合計 (D)	420,106				
不良債権比率	0.18				
令和3年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	137	-	137	137	100.00
危険債権	919	102	787	889	96.74
要管理債権	-	-	-	-	-
（うち三月以上延滞債権）	-	-	-	-	-
（うち貸出条件緩和債権）	-	-	-	-	-
小計 (C)	1,056	102	924	1,026	97.16
正常債権	406,386				
合計 (D)	407,443				
不良債権比率	0.25				

- (注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。
- (注2) 貸倒引当金は、農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。
- (注3) 保全率 = (B) / (A) × 100
- (注4) 不良債権比率 = (C) / (D) × 100

## 【元本補てん契約のある信託に係る農業協同組合法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,040	874	-	1,040	874	874	1,015	-	874	1,015
個別貸倒引当金	689	615	59	630	615	615	924	49	566	924
合計	1,729	1,489	59	1,670	1,489	1,489	1,939	49	1,440	1,939
埼玉県JAバンク支援制度 相互援助積立金	5,927	131	-	-	6,059	6,059	134	-	-	6,193

(注) 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

## 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。

## 有価証券

### 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
国 債	309,127	302,740	△ 6,386
地 方 債	25,981	23,179	△ 2,801
政 府 保 証 債	19,520	13,044	△ 6,475
金 融 債	—	—	—
社 債	66,792	71,605	4,813
株 式	8,879	8,668	△ 211
外 国 証 券	71,184	70,469	△ 714
そ の 他 の 証 券	232,796	271,833	39,037
合 計	734,281	761,542	27,261

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
令和2年度								
国 債	20,001	150,443	—	—	—	130,961	—	301,406
地 方 債	3,520	4,552	1,452	1,452	2,779	9,431	—	23,189
政府保証債	5,998	—	10,000	—	—	—	—	15,998
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,708	12,787	14,500	7,900	12,600	18,699	—	70,195
株 式	—	—	—	—	—	—	8,653	8,653
外国証券	1,000	3,600	21,500	20,285	23,499	—	—	69,885
その他の証券	—	6,632	—	65,000	135,100	20,000	28,323	255,056
令和3年度								
国 債	58,488	91,977	—	—	—	154,730	—	305,197
地 方 債	3,526	1,752	1,252	1,852	2,778	9,205	—	20,368
政府保証債	—	10,000	—	—	—	—	—	10,000
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	7,200	15,087	10,100	800	13,900	22,199	—	69,286
株 式	—	—	—	—	—	—	8,552	8,552
外国証券	—	9,600	23,500	20,287	14,600	—	—	67,987
その他の証券	632	3,000	23,000	77,000	130,000	20,000	29,343	282,975

(注) 残高については、償却原価を表示しています。

## 有価証券の時価情報等

## I 有価証券の時価情報

## 【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

## 【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	62,009	67,091	5,082	62,006	65,746	3,739
	地 方 債	10,189	10,452	262	5,099	5,162	62
	社 債	53,999	54,682	683	46,586	47,072	486
	外国証券	54,585	55,448	862	30,600	30,914	314
	小 計	180,783	187,675	6,891	144,292	148,895	4,602
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	地 方 債	—	—	—	4,868	4,858	△ 10
	社 債	16,196	15,955	△ 240	22,700	22,437	△ 262
	外国証券	10,300	10,178	△ 121	32,387	31,816	△ 570
	小 計	26,496	26,133	△ 362	59,956	59,112	△ 843
合 計		207,279	213,808	6,528	204,249	208,008	3,758

## 【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	株 式	14,676	7,779	6,896	15,115	7,402	7,712
	債 券						
	国 債	186,763	183,322	3,440	164,950	163,351	1,599
	地 方 債	11,944	11,799	144	6,633	6,599	33
	政府保証債	16,238	15,998	239	10,135	10,000	135
	外国証券	4,090	4,000	90	4,047	4,000	47
	そ の 他						
	その他の証券	189,409	171,956	17,453	202,198	180,978	21,219
小 計	423,121	394,857	28,264	403,081	372,333	30,748	
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	株 式	785	874	△ 89	1,058	1,149	△ 90
	債 券						
	国 債	55,030	56,074	△ 1,043	76,666	79,838	△ 3,172
	地 方 債	1,196	1,200	△ 3	3,774	3,800	△ 25
	外国証券	999	1,000	△ 0	988	1,000	△ 11
	そ の 他						
その他の証券	79,897	83,100	△ 3,202	94,243	101,996	△ 7,753	
小 計	137,908	142,248	△ 4,339	176,731	187,785	△ 11,053	
合 計		561,030	537,105	23,924	579,813	560,118	19,694

## II 金銭の信託の時価情報

## 【運用目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

## 【満期保有目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

## 【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	152,246	146,785	5,461	5,867	405	165,344	159,282	6,061	7,289	1,228

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## III デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

## 為替業務・その他業務

## 内国為替の取扱実績

(単位：件, 百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替 (件数)	(37,031)	(43,360)	(39,260)	(43,985)
金額	468,987	273,526	459,443	271,910
代金取立為替 (件数)	(-)	(-)	(0)	(-)
金額	-	-	0	-
雑為替 (件数)	(5,404)	(1,240)	(4,760)	(1,131)
金額	672	2,207	1,103	2,221

## 国債等公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

## 公共債の引受額

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
国債	-	-
地方債	700	700
政府保証債	-	-

## 主要な経営指標等

### 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円，口，人，%)

項 目	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
経 常 収 益	28,046	28,155	32,953	27,650	27,699
経 常 利 益	5,435	5,161	7,683	6,789	7,476
当 期 剰 余 金	4,150	3,917	5,811	5,702	5,878
出 資 金 ( 出 資 口 数 )	139,445 (13,944,519)	139,440 (13,944,039)	165,627 (16,562,739)	165,627 (16,562,739)	165,627 (16,562,739)
純 資 産 額	203,839	212,095	231,538	249,883	250,583
総 資 産 額	3,541,026	3,669,871	3,606,606	3,643,047	3,597,047
貯 金 等 残 高	3,236,591	3,291,878	3,186,007	3,221,119	3,208,075
貸 出 金 残 高	270,883	366,904	413,162	408,834	396,141
有 価 証 券 残 高	659,636	691,455	717,612	768,309	784,062
剰余金配当金額	2,504	2,382	2,655	2,547	2,639
普通出資配当額	848	848	848	848	848
後配出資配当額	828	828	633	763	763
事業分量配当額	827	704	1,173	935	1,027
職 員 数	187	183	174	171	172
単体自己資本比率	19.38	16.03	16.21	16.05	16.47

(注1) 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

(注2) 職員数には、嘱託職員を含んでおります。

(注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 3,156	234
うち貸出金	18	△ 39
うち有価証券	△ 1,494	147
うち預け金	△ 1,680	126
うちその他	△ 0	△ 0
支 払 利 息	△ 1,353	△ 400
うち貯金・定期積金	△ 1,091	△ 352
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 221	0
うちその他	0	0
差 引	△ 1,803	634

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 利 益 率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.20	0.01
純資産経常利益率	3.03	3.29	0.26
総資産当期純利益率	0.15	0.16	0.00
純資産当期純利益率	2.55	2.59	0.04

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注2) 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

(注3) 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注4) 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 利 益 総 括 表

(単位：百万円，%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	4,932	5,567	634
役 務 取 引 等 収 支	△ 22	△ 53	△ 30
そ の 他 事 業 収 支	1,563	2,168	604
事 業 粗 利 益	6,474	7,682	1,208
( 事 業 粗 利 益 率 )	(0.19)	(0.23)	0.03

(注1) 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）

(注2) 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

(注3) その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

(注4) 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

(注5) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## 事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
事業純益	3,430	4,475	1,045
実質事業純益	3,430	4,617	1,187
コア事業純益	4,034	4,617	583
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	4,343	5,230	887

(注1) 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額

(注2) 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注3) コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円, %)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	3,308,913	20,821	0.62	3,301,976	21,056	0.63
うち預け金	2,165,056	11,357	0.52	2,139,141	11,483	0.53
うち有価証券	734,281	6,888	0.93	761,542	7,036	0.92
うち貸出金	409,475	2,574	0.62	401,207	2,535	0.63
資金調達勘定	3,251,687	15,889	0.48	3,173,229	15,489	0.48
うち貯金・定期積金	3,228,366	16,573	0.51	3,211,534	16,221	0.50
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	163,288	19	0.00	120,901	22	0.00
総資金利ざや	-	-	0.04	-	-	0.05

(注1) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息 (支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他 (貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100

(注2) 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
一職員あたりの貯金残高	18,836	18,651	△ 185
一職員あたりの貸出金残高	2,390	2,303	△ 87

## 役員等の報酬体系

### 【役員】

#### ○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### ○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酬	退 任 慰 労 金
対 象 役 員 ( 注 1 ) に 対 す る 報 酬 等	73	7

(注1) 対象役員は、経営管理委員10名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### ○対象役員の報酬等の決定等

##### □役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### □役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 【職員等】

#### ○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

### 【その他】

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に務めた結果、令和4年3月末における自己資本比率は、16.47%となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

#### 普通出資金

項 目	内 容
発行主体	埼玉県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	565億円（前年度565億円）

#### 後配出資金

項 目	内 容
発行主体	埼玉県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,090億円（前年度1,090億円）

当会では、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	225,984		229,223	
うち、出資金及び資本準備金の額	165,627		165,627	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	62,903		66,235	
うち、外部流出予定額(△)	2,547		2,639	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,933		7,209	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,933		7,209	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	232,917		236,432	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	118		107	
うち、のれんに係るものの額	-		107	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	118		-	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	118		107	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	232,799		236,325	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,435,642		1,419,771	
資産（オン・バランス）項目	1,407,918		1,392,822	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	27,724		26,949	
CVA リスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,734		14,906	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,450,377		1,434,678	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.05%		16.47%	

(注1) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

(注2) 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

【信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳】

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
信用リスク・アセット	我が国の中央政府及び中央銀行向け	301,742	—	—	305,505	—	—
	我が国の地方公共団体向け	74,184	—	—	76,166	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	19,069	304	12	14,041	402	16
	地方三公社向け	651	—	—	564	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,327,712	464,916	18,596	2,269,463	453,892	18,155
	法人等向け	256,429	141,718	5,668	246,916	136,013	5,440
	中小企業等向け及び個人向け	170	121	4	137	98	3
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	86	86	3	81	81	3
	三月以上延滞等	24	—	—	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	104	10	0	91	9	0
	出資等	12,716	12,716	508	12,615	12,615	504
	他の金融機関等の対象資本調達手段	249,639	624,099	24,963	244,832	612,080	24,483
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	443,501	176,737	7,069	474,597	187,141	7,485
	うちルックスルー方式	443,501	176,737	7,069	474,597	187,141	7,485
	うちマンドート方式	—	—	—	—	—	—
	うち蓋然性方式250%	—	—	—	—	—	—
うち蓋然性方式400%	—	—	—	—	—	—	
うちフォールバック方式	—	—	—	—	—	—	
証券化	43,090	8,618	344	43,829	8,765	350	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額		—	—		—	—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—	
上記以外	19,128	6,313	252	16,644	8,669	346	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,748,254	1,435,642	57,425	3,705,487	1,419,771	56,790	
CVAリスク相当額 ÷ 8 %		—	—		—	—	
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	
合計(信用リスク・アセットの額)	3,748,254	1,435,642	57,425	3,705,487	1,419,771	56,790	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		14,734	589		14,906	596	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,450,377	58,015		1,434,678	57,387	

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- (注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注5) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
- (注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- (注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注8) オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

### <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクの一つとして位置づけ、リスクマネジメントの基本方針等を定めて適切に管理しています。

信用リスクポートフォリオのリスク量については、リスク統括部（審査関係）が計測し、リスク統括部（リスク統括関係）が四半期毎にリスク管理委員会に報告しています。また、9月30日及び3月31日を基準日として資産の自己査定を実施し、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図っています。

与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、個別内部格付の決定、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

#### ・一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する「将来発生が見込まれる損失」に係る貸倒引当金をいいます。

#### ・個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者毎に算出する「予想損失額」に係る個別の貸倒引当金をいいます。

### ◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引に係る与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポージャーに区分し、エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しています。

なお、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャー毎の適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	3,191,608	462,471	411,312	-	24	3,118,909	453,698	405,344	-	-
国 外	70,053	-	70,053	-	-	68,150	-	68,150	-	-
地域別残高計	3,261,661	462,471	481,366	-	24	3,187,059	453,698	473,494	-	-
法人	農 業	2,075	2,075	-	-	2,146	2,146	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	74,597	46,217	22,934	-	72,171	45,790	21,036	-	-
	鉱 業	3,660	3,660	-	-	3,300	3,300	-	-	-
	建設・不動産業	12,324	11,145	698	-	12,054	11,386	188	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,111	1,000	5,110	-	8,014	1,000	7,014	-	-
	運輸・通信業	44,465	24,386	18,825	-	38,061	23,993	12,814	-	-
	金融・保険業	2,628,439	230,701	98,695	-	2,559,923	226,696	97,000	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	102,066	90,999	10,128	-	92,903	82,436	9,527	-	-
	日本国政府・地方公共団体	376,671	51,697	324,973	-	382,302	56,388	325,913	-	-
上記以外	660	-	-	-	660	-	-	-	-	
個 人	588	588	-	-	560	560	-	-	-	
そ の 他	10,001	0	-	-	14,961	0	-	-	-	
業種別残高計	3,261,661	462,471	481,366	-	24	3,187,059	453,698	473,494	-	-
1年以下	2,206,459	42,920	34,076	-		2,195,355	52,081	69,090	-	
1年超3年以下	275,239	104,079	171,159	-		232,809	104,672	128,136	-	
3年超5年以下	132,823	85,721	47,101	-		131,589	97,107	34,481	-	
5年超7年以下	66,338	37,099	29,238	-		51,203	28,660	22,542	-	
7年超10年以下	58,376	20,112	38,263	-		43,375	12,736	30,638	-	
10年超	190,282	28,756	161,525	-		190,326	1,721	188,604	-	
期限の定めのないもの	332,143	143,782	-	-		342,400	156,718	-	-	
残存期間別残高計	3,261,661	462,471	481,366	-		3,187,059	453,698	473,494	-	
平均残高計	3,303,437	465,609	492,605	-		3,265,433	466,707	481,040	-	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

【 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 】

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,040	874		1,040	874	874	1,015		874	1,015
個別貸倒引当金	689	615	59	630	615	615	924	49	566	924

【 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 】

(単位：百万円)

	令和2年度							令和3年度					
	個別貸倒引当金						貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高		期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他					目的使用	その他				
国 内	689	615	59	630	615		615	924	49	566	924		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地 域 別 計	689	615	59	630	615		615	924	49	566	924		
法 人	農 業	32	30	—	32	30	—	30	4	24	5	4	24
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	59	—	59	—	—	59	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	351	337	—	351	337	—	337	330	—	337	330	—
	金融・保険業	11	10	—	11	10	—	10	9	—	10	9	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	233	236	—	233	236	—	236	578	24	212	578	24
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
業 種 別 計	689	615	59	630	615	59	615	924	49	566	924	49	

(注1) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	401,102	401,102	—	398,773	398,773
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	3,149	3,149	—	4,120	4,120
	20%	42,178	2,334,128	2,376,307	39,078	2,271,473	2,310,551
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	160,390	24	160,415	157,126	—	157,126
	75%	—	162	162	—	131	131
	100%	31,225	39,659	70,884	30,199	41,324	71,523
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	249,639	249,639	—	244,832	244,832
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	233,794	3,027,867	3,261,661	226,403	2,960,656	3,187,059	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

# 信用リスク削減手法に関する事項

## ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「1. 適格金融資産担保」、「2. 保証」、「3. 貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

### 1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

### 2. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

### 3. 貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、（1）取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、（2）同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、（3）当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、（4）貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

※担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	16,023	—	—	10,012	—
地方三公社向け	—	651	—	—	564	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	15	9	—	5	12	—
中小企業等向け 及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	15	16,684	—	5	10,588	—

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理していません。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	-	-	-	-	-	-
長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(4)株 式 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	-	-	-	-	-	-
長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

(注1) 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

(注2) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注3) 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

資 料 編 2

グ ル ー プ 情 報

索 引

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

「再証券化エクスポージャー」とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は投資家として、裏付資産の状況・パフォーマンス、投資商品に内包されるリスクや構造上の特性等を分析するとともに、信用補完措置と劣後比率の水準などの確認及び評価等を行い、併せて、外部格付に係る検証の結果の妥当性についても確認のうえ、投資を行っています。

### ◆体制の整備及びその運用状況の概要

当会では、フロント部署（資金証券部・業務部）、審査担当部署（リスク統括部審査関係）、モニタリング部署（リスク統括部リスク統括関係）が連携した体制のもと、新規投資の決定並びに外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど信用リスクの変化等に係るモニタリングを行っています。

また、ALM委員会において投資方針の協議を行い、リスク管理委員会において新規スキームの協議とともに、モニタリング結果についてのレビュー報告を受け、保有・処理方針の見直しに係る協議を行っています。

### ◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

### ◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

### ◆証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

### ◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

### 【保有する証券化エクスポージャーの額】

(単位：百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	1,905	—	1,928	—
	住 宅 ロ ー ン	12,901	—	11,800	—
	自 動 車 ロ ー ン	21,439	—	18,157	—
	そ の 他	6,844	—	11,942	—
	合 計	43,090	—	43,829	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

【リスク・ウェイト区分毎の残高及び所要自己資本の額】

令和2年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	43,090	344		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	43,090	344	合計	—	—		
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

令和3年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	43,829	350		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	43,829	350	合計	—	—		
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注1) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

【自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額】

該当する取引はありません。

【保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳】

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」(※)を採用しています。

#### ※基礎的手法

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、「1. 系統及び系統外出資」、「2. 子会社等出資」に区分し、有価証券勘定は、「3. 株式」として管理しています。

#### 1. 系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っています。

#### 2. 子会社等出資

子会社等出資については、より効率的な当会の事業運営を目的に、経営上も密接な連携を図ることが適当と判断される先の株式を保有しています。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めています。

#### 3. 株式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、具体的な運用方法を決定しています。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算のうえ処理し、「1. 系統及び系統外出資」及び「2. 子会社等出資」については、取得原価を記載し毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を、「3. 株式」については、時価評価を行ったうえで取得原価との評価差額について「その他有価証券評価差額金」を貸借対照表に計上しています。

また、評価方法等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	15,461	15,461	16,174	16,174
非上場	162,161	162,161	162,161	162,161
合計	177,623	177,623	178,336	178,336

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
77	54	122	—	31	—

## 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,896	89	7,712	90

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### ◆信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について

リスク・ウェイトのみなし計算とは、自己資本比率告示第47条の5に定める、保有エクスポージャーに係る信用リスク・アセット算出に用いる手法をいい、エクスポージャーの裏付けとなる資産に関する情報等の要件により、それぞれ算出方式が定められています。

リスク・ウェイトのみなし計算に係る算出方式毎のエクスポージャー内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	443,501	474,597
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注1) 「ルックスルー方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する個々の資産の信用リスク・アセットの額の総額をもって、当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算する方式をいいます。
- (注2) 「マンデート方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する資産の運用状況が明らかな場合、その資産運用基準に基づいて最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成となった場合の信用リスク・アセットの額を当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいいます。
- (注3) 「蓋然性方式」とは、「ルックスルー方式」及び「マンデート方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、リスク・ウェイトを250%又は400%とすることができる方式をいいます。
- (注4) 「フォールバック方式」とは、「ルックスルー方式」、「マンデート方式」及び「蓋然性方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式をいいます。

## 金利リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）の経済価値あるいは収益の減少が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ▶リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ▶リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当会は、リスク管理委員会及びALM委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ▶金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

### ◆金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ▶流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ▶流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ▶流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ▶固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ▶複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ▶スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ▶前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、金利感応ポジションの増加によるものです。
- ▶計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

## ◆△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

## ▶金利ショックに関する説明

経済資本管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ▶金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)  
特段ありません。

## ◆金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	86,725	79,032	6,685	6,130
2	下方パラレルシフト	0	0	1	6
3	ス テ ィ ー プ 化	78,518	70,601		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	86,725	79,032	6,685	6,130
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	236,325		232,799	

(注1) 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2) 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

# グループ情報

## グループの事業系統図

### 埼玉県信用農業協同組合連合会

#### (株)埼玉県農協総合情報センター

- 農業協同組合（農業協同組合法に規定する子会社を含む。以下同じ。）及び農業協同組合連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の電子計算機による事務処理の受託
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

## 子会社等の状況

(令和4年3月末現在)

(単位：百万円,%)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設年月日	資本金又は 資本出資	当議決 比率	会 権 率	当会及び他の 子会社等の 議決権比率
(株)埼玉県農協総合情報センター	さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号	電算機のオペレーション及び管理並びに総合情報システム関連事項	昭和52年6月29日	200	39		39

## 子会社等の事業概況

### 【(株)埼玉県農協総合情報センター】

「『JAグループさいたま』情報化基本構想（2019年度～2021年度）」に基づく「第6次中期経営計画（2019年度～2021年度）」の最終年度として、各種事業に取り組みました。

なお、取り組みに際しましては、効果的・効率的な費用支出に努め、当期純利益は76百万円を計上いたしました。

#### ■システム開発業務

各業務システムの開発につきましては、県内各JA並びに埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部及び全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部と連携して、以下のとおり取り組んでまいりました。

- ・信用事業システム…奨励金システムの新規構築、及び県内信用システム、JA事務効率化・集中化システムの機能改善を実施。
- ・共済事業システム…農業者賠償責任共済取扱開始に伴う共済資金管理システムの機能改善を実施。
- ・購買事業システム…給油所におけるQR決済との連動、及び利便性の向上に向けた機能改善を実施。
- ・販売事業システム…操作性等の機能改善を実施。
- ・管理業務システム…経営管理システム、出資金システムの機能改善を実施。

#### ■システム基盤業務

信用事業ネットワーク迂回中継ルートの構築、及び系統ITネットワーク利用拡大に伴う統合ネットワーク対応を実施。

また、システムの安定稼働に向けた機器更新を実施。

#### ■運用管理業務

安全運用に向けた機器更新等に係る運用整備を実施。

#### ■システム受託推進業務

未導入システムの受託推進、各種受託システムの導入に向けた移行対応、事務手続き及び操作研修を実施。

# 索引

## (法定開示項目と掲載ページ一覧)

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1	概況及び組織に関する事項	
(1)	業務の運営の組織	35
(2)	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	34
(3)	事務所の名称及び所在地	36
(4)	特定信用事業代理業者に関する事項	36
2	主要な業務の内容	26
3	主要な業務に関する事項	
(1)	直近の事業年度における事業の概況	8
(2)	直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a	経常収益	59
b	経常利益又は経常損失	59
c	当期剰余金又は当期損失金	59
d	出資金及び出資口数	59
e	純資産額	59
f	総資産額	59
g	貯金等残高	59
h	貸出金残高	59
i	有価証券残高	59
j	単体自己資本比率	59
k	剰余金の配当の金額	59
l	職員数	59
(3)	直近の2事業年度における事業の状況	
a	主要な業務の状況を示す指標	60
b	貯金に関する指標	50
c	貸出金等に関する指標	51
d	有価証券に関する指標	56
4	業務の運営に関する事項	
(1)	リスク管理の体制	10
(2)	法令遵守の体制	12
(3)	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	19
(4)	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
5	直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	38
(2)	債権にかかる額及びa～dの合計額	
a	破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	54
b	危険債権に該当する債権	54
c	三月以上延滞債権に該当する債権	54
d	貸出条件緩和債権に該当する債権	54
e	正常債権	54
(3)	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	55
(4)	自己資本の充実の状況	63
(5)	取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a	有価証券	57
b	金銭の信託	58
c	デリバティブ取引	58
d	金融等デリバティブ取引	58
e	有価証券関連店頭デリバティブ取引	58
(6)	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
(7)	貸出金償却の額	55
(8)	会計監査人の監査	49
	その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
	役員等の報酬体系	62



耕そう、大地と地域の未来。



JAグループ



 **JAバンク埼玉県信連**  
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号  
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588

JAバンク埼玉県信連ホームページ  
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉ホームページ  
<https://www.jabank-saitama.or.jp/>

